

平成24年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成24年3月14日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時06分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 9号 平成24年度士別市一般会計予算

議案第10号 平成24年度士別市診療施設特別会計予算

議案第11号 平成24年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第12号 平成24年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 平成24年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第14号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第15号 平成24年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第16号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第17号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第18号 平成24年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第19号 平成24年度士別市水道事業会計予算

議案第20号 平成24年度士別市病院事業会計予算

議案第21号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 士別市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第23号 士別市基金条例の一部を改正する条例について

議案第24号 士別市保育所条例の一部を改正する条例について

議案第25号 士別市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

議案第26号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第27号 士別市農畜産物加工体験交流工房条例の一部を改正する条例について

議案第28号 士別市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第29号 士別市多世代スポーツ交流館の指定管理者の指定について

議案第30号 士別市日向森林公園の指定管理者の指定について

議案第31号 士別市菅牧野大和牧場の指定管理者の指定について

議案第32号 士別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定について

議案第33号 士別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定について

議案第34号 土別市勤労者センターの指定管理者の指定について

議案第35号 土別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定について

議案第36号 土別市中心市街地交流施設の指定管理者の指定について

議案第37号 土別市農畜産物加工体験交流工房の指定管理者の指定について

議案第38号 土別市めん羊工芸館の指定管理者の指定について

閉議宣告

出席委員(19名)

委員	遠山昭二君	委員	十河剛志君
副委員長	松ヶ平哲幸君	委員	渡辺英次君
委員	丹正臣君	委員	粥川章君
委員	出合孝司君	委員長	伊藤隆雄君
委員	谷口隆徳君	委員	国忠崇史君
委員	小池浩美君	委員	井上久嗣君
委員	岡崎治夫君	委員	田宮正秋君
委員	神田壽昭君	委員	菅原清一郎君
委員	斉藤昇君	委員	岡田久俊君
委員	山居忠彰君		

事務局出席者

議会事務局長	藤田功君	議会事務局 総務課長	浅利知充君
議会事務局 総務課主幹	東川晃宏君	議会事務局 総務課主任主事	御代田知香君
議会事務局 総務課主任主事	榎木孝士君		

(午前10時00分開議)

副委員長(松ヶ平哲幸君) ただいまの出席委員は18名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

副委員長(松ヶ平哲幸君) なお、伊藤隆雄委員長から遅参の届け出があります。

副委員長(松ヶ平哲幸君) それでは、13日に引き続き総括質問を行います。

齊藤 昇委員。

委員(齊藤 昇君) 総括質問を行いたいと思います。

4つの質問通告を出しておりますけれども、4番目のコンパクトなまちづくりについては、昨日井上委員の質疑がございましたので、これについては取り下げをいたしたいと思います。

それでは、親切で市民サービスの行き届く市政をということで、特に職員の皆さんでありますとか、あるいは臨時の職員といえども市で働いている職員でありますから、こういう人たちが市民の要望に素早くこたえていく、そういう体制をより一層強化していくために、一定のことをお聞きしたいと思うのでございますけれども、1つは、臨時職員の人数でございますけれども、臨時職員の人数と、それから長期、あるいは短期、こういうふうにして働いている人たちというのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。病院を除く本庁関係でいいかと思うんですけれども、この点をまずお知らせいただきたいと思います。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 沼田総務課長。

総務課長(沼田浩光君) お答えいたします。

臨時職員の人数でございますが、本庁及び各施設に働く臨時職員につきましては、現在330名の臨時職員を雇用し運営に当たっているところであります。このうち短期に該当する職員は、41名であります。長期に該当する職員は、289名となっております。

以上でございます。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 齊藤委員。

委員(齊藤 昇君) 主に臨時職員1人という職場もあると思うんだけど、主な職場と人数、これらについてお示しをいただきたいと思うんです。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 沼田課長。

総務課長(沼田浩光君) 主な職場としましては、330名のうち多いところ何点が御紹介をさせていただきます。保育園にかかわる業務に64名、また、学校施設にかかわる者が35名、そして、コスモス苑ですとか介護にかかわる部分が40名を超える、桜丘荘と合わせますと約70名ぐらいの臨時職員が業務に当たっております。

以上であります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） この289人の中で、いわば一家の生計の主体を担っているという人は、一体どのくらいいらっしゃるものなのでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） フルタイムという時間の中で週30時間を超える勤務に当たっていただいている方が236名おります。

以上です。

（「一家の中でこの人が生計の主体者というのは何人いるかということなんです。フルタイムじゃなくて」の声あり）

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 一家の生計ということですが、この一定の判断基準としましては、長期にわたって来ていただいているという方がそうしたことに該当するかなというふうに思いますので、約290名の方がというふうに考えております。

（「236がフルタイムで、290というのは」の声あり）

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 一家の生計ということですが、それぞれの世帯についての調査はしていないところでありますが、長期にわたって市の臨時職員として来ていただいている方が289名でありますから、これらの皆さんは一家の生計の柱となっている方、またそれに準じている方というふうに認識をしているところであります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、雇用保険、あるいは社会保険、厚生年金に加入している人たち、それでフルタイムというのは30時間以上、8時間という意味なのですか、働いていらっしゃるというのは、時間数にすれば。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） おっしゃるとおりでありまして、職員と同じに8時半から5時15分をめどにフルタイムで働いている方が週30時間以上という言い方をしますが、ほとんどの方がそのような勤務体系となっております。

以上であります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、この人たちの賃金というのは時給にして幾らなのか、1日8時間にしてそれを掛ければいいんだけど、この賃金水準というのはどの程度になっているのでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 一般事務職の方、そして清掃ですとか保育、介護ですとか一般事務と

違うそれぞれの方がいらっしゃいますが、一般事務職でいきますと、日額でいきますと1日6,040円から6,420円の範囲の中となっております。また、時給にしますと724円から809円という10段階の中で、経験年数に応じた賃金体系をとってございます。

そして、一般事務以外の専門職的な方につきましては、日額でいきますと1万710円から1万1,320円といった段階の中、また時給単価の方につきましては、743円から1,258円といった設定をしているところです。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 724円の時給だということだけれども、最低賃金が705円と言っていましたか、それよりも若干高いんだけれども、しかし、1日8時間働いて20日なんですか、25日なんですか、土日は休みだから、20日ということなんでしょうか。だから、月額に直すと幾らぐらいの手取り収入になるということになるんでしょうか。社会保険なんか当然引かれると思うから、そういうものは引かれた手取りの賃金でどのぐらいになるものんでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 総支給額でいきますと13万3,000円程度というふうに考えております。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 先ほど長期の人は289人とおっしゃってございましたけれども、生計の主体だというふうにおっしゃったけれども、これでは本当に生計を立てていくのに、女性なんかの場合は、例えばだんながいらっしゃって、共働きをしているという場合はあるけれども、生計の主体をこの人の1人の収入で支えていくというふうになりますと、余りにも賃金は低いのではないかと、こう思うんだけれども、そういう検討はなされたことはあるのでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） フルタイムということで働いていただいている方、そして生計の中心となるような方というのは、ほとんど一般事務以外の方が多く状況にあります。そして、この一般事務以外の方でフルタイムで長期で働いていただいている方につきましては、年収が200万以上という一定のラインを考える中で、単価を決めさせていただいております。それで、月額でいきますと一番高いところでは23万円から24万円、低いところでも20万円程度というふうな設定をさせていただいております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 低いところでも20万円の設定と言うけれども、その前の答弁では13万3,000円とおっしゃったんだけれども、これはどう違うんですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 13万3,000円の単価の方につきましては、一番低い単価を先にお示し

をさせていただきました。一般事務補助の方ですとか、本当の短時間のパートで応援をいただいている、その方についての賃金単価でございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、この13万3,000円というのは最低ラインで、これに該当する例えば13万円から15万円という臨時の方というのはどのぐらいいらっしゃるんですか。あるいは23万円、24万円になっているという臨時の方の賃金、この水準、それは大体ランク別に分けてみて、大体この289人ですか、この人たちの中で13万円以上15万円は幾らとか、ランク別に分けてみて人数はどういうふうになっているんでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 13万3,000円のラインに該当する方といいますのは、一般事務職の短期の方、これは職員の産前産後休暇の代替えで応援をいただくような場合も含まれます。また、一般事務職以外の部分については、季節雇用という中で、例えばスキー場ですとか、プールですとかで季節的に応援をいただいている方、これらが約40名いらっしゃいます。ここが13万3,000円のラインであります。

以上です。

（「もうちょっと詳しく教えていただけないか」の声あり）

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） そして、ランク別でいきますと、約100名の方が15万円から17万円ぐらいのラインというふうに考えております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 市の一般職の賃金水準、これで大体年収で言えば200万円をというふうに言っているんだけど、200万円で生計を立てていくのは非常に厳しいと私は思うんだけど、そういう点では臨時職員の方々の賃金の引き上げ、これはやはり大幅な見直しを行っていくべきではないか、こう思うんだけど、やはり市で働いているわけですから、いわば市はワーキングプア、働く貧困層の模範になるような、そういうことをなくしていくという努力をして、やはり民間の賃金も結局はその種の賃金に倣ってそれよりも以下とか、あるいは若干上とかという、そういう賃金水準になっていると思うんだけど、これらについてはどうお考えになっているでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 先日の指定管理ですとか、委託の中でも御指摘をいただいたところでありますが、民間との格差の関係、そして最低賃金の上昇率の関係等々を勘案をしまして、業務に見合った賃金体系ということで随時見直しを図っているところでありますが、今後におき

まして、この経済成長の関係ですとか民間の水準、これを参考とはしますが、そのリーダー的な賃金体系を組んでいけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その長期の人たち290人余りと言うんだけれども、この長期の方々というのは退職金、これ以前にも5年だとか、あるいは10年だとかという長期になると退職金の支給も考えたいという、これは市がそういうふうに規定を決めるといったのは画期的なことでもあったわけです。これらの人たちには退職金のいわば加算、こういうものというのは、それは1回1回を予算を組まないでも、今度の補正なんかにも出ているように、やめるといえるときにお金を出せばいいと思うんだけれども、退職金の規定というものは設けられているものなんですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 昨年4月に制度化をしたところでございますが、このときに嘱託職員という職に該当するという方は、65歳までという雇用制度をつくりました。そのときに退職時の割り増し賃金も制度化をしたところであります。嘱託職員という形で継続して10年以上の雇用期間があるといった方について、これを制定をしたわけでありまして、

そして、この割り増し賃金の計算につきましては、10年以上勤務した方について、そして20年以上勤務をされたということで、それぞれ計算式が違いますが、それぞれの年数に応じたこの割り増し賃金制度を確立したところであります。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 例えば清掃業務で10年勤めた方というのは、資料によると大体43万9,600円、それから15年では48万9,600円となっていますけれども、この5年の幅というのは非常に換算額というのは少ないんだけれども、これはどういう算式でつくられておられるのか、10年から20年というふうになりますと、相当額的に多くなっていくのは当然なんだけれども、10年と15年の間というのは、極めて退職金額というのは少ないんだけれども、これはどういうことなんでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 今、清掃業務を例にお話をいただきました。10年で43万9,600円、15年の方で48万9,600円と、こういうふうなことでありますが、これは10年以上というくりの中では、日額金額掛ける30日分プラス1万円に勤続年数を掛けて算出をしているということであります。それで、10年、15年の部分については5年間の勤続年数の違いといった中と、日額についても段階的に設定をしているところでありますが、5年を過ぎますと、今5段階までの給与体系の設定でありますので、5年を過ぎた方については、同じ金額といった中で設定をしているために10年と15年ではこのような差となっているところであります。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） その10年と15年で見ますと、清掃業務のを今言われましたけれども、これは5万円、退職金の1年1万円ずつ上げていくということです。けども、10年から20年になりますと43万9,000円が10年、それから20年になると97万9,000円ですよね。そうすると、10年から15年の幅は1万だけれども、20年になってくると相当上がっていくわけですね。だから、この換算額というのは余りにも開きであるのではないかと、こう言って尋ねているんだけど、いかがなんでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 15年とそれから20年の大きな違いでございますが、10年以上勤務された場合については、日額掛ける30日分という規定がございます。これが20年以上勤務された方につきましては、日額掛ける60日分という計算をさせていただいております。そして、15年までの方については、日額掛ける30日分プラス1万円の勤続年数であります。20年から変わりますのがただいま説明させていただきましたが、日額掛ける60日分プラス1万5,000円掛ける勤続年数という設定をさせていただいております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） この設定の仕方はどうしてそういう差があるということなんでしょうか。やはり勤めたい人は、それは5年以上勤めたいとかと言ってみても、場合によってはだめだというふうになっていくわけですね。だから、そういう個人の都合で、あるいは年齢によってやめなければならないという場合ならいいけれども、市の都合でもういいよという場合に、余りにも換算額というのは、10年から15年、それから20年勤めたという人の退職手当の額というのは余りにも開きがあり過ぎるのではないかと、これはきちっと見直しをすべきでないかと思うんだけど、いかがなものでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） これを算出した背景には、一般職員ですとか、各関係の企業ですとか、そこで一定のラインとしまして20年の勤務といった中で退職金制度の比率が変化をしているということもございました。そして、嘱託職員という方についてこれを適用させていただいているわけありますから、嘱託職員となられた方には、65歳まで雇用を続けてもらえるといった条件となっております。ただし、これは1年1年、1年に1回面談をさせていただいて、健康状態ですとか、そういったものを面談により、また次も頑張ってくださいということで、1年1年の雇用更新の中で、65歳まで働く機会を嘱託職員の皆さんには与えさせてもらっているといった条件になっております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、やはりそういう賃金の問題なんかはよく生活実態やそういうものを見ながら、土別に住んで、市役所に勤めて職員と同じ仕事をしているわけですから、そういう点では賃金についても生活を余裕を持ってできるぐらいの賃金を出すという努力をしていくべきだというふうに、ぜひそういう検討もしていただきたいということを申し上げたいと思うんです。

それから、臨時職員の研修というのは、職員としての研修制度といえますか、研修というのはどういうふうになっているんでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 職員研修の実態でございます。職員研修、これは職員の資質の向上ですとか人材の育成といった観点から、接遇研修を初め新採用、そして中堅職員、管理職までの研修を16プログラム年間組みまして当たっているところであります。そして、各職場においては、自主研修、例えば保育現場ですとか、介護現場、調理現場を初め研修をこのプログラムのほかに自主的に実施をしている状況にあります。

しかしながら、一般行政職の研修については、職員を対象として行っております。各現場での研修については、職員、臨時職員関係なく全員が研修をしているところであります。

以上であります。

（「臨時は」の声あり）

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 臨時職員の一般的な接遇ですとか、そういった研修については、現在のところ実施はしていない状況であります。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 私は臨時職員といえども市の職員でありますから、やはり市民から例えば電話がかかってきたときにとるのも、これは市役所の窓口ですよ。ですから、そういう接遇を含めた研修はすべきではないかこう思っているところなんです。

例えば、市民からの電話でこれは本当に今年に入って私が初めてした経験だけれども、総務部長のところまで電話をつないでくださいと言ったら、今話し中ですと、そうすると、言づてしていただけないかと、いや、そういうことは受けることになっておりませんと。これは私が体験したことです。通常こんなようなことでの電話の対応、市民に対する電話の対応はこういうふうになっていらっしゃるんですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） 決してそのような対応を指導していた事実はございません。そのお話があったときにすぐその職員と話をしながら、どうしてこのような事態になったのかということとを反省をし、これから改善するようというところで促したところであります。今、斉藤委員おっしゃるとおり、これは市の仕事でありますから、直接市民の皆様とかかわりを持つ身近な

市民サービスを提供するといった観点から、その時々に来庁される皆様、そしてお電話をいただく皆様、このときに対応する職員であれ、臨時職員であれ、これはまさに市役所を代表して、市の顔として対応させてもらっているところでもあります。ですから、こうした反省すべき点もありますことから、今後においては臨時職員も含めた研修制度をつくりながら、指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 例えばいろいろな会社だってそうだし、だれだれさんおりますかと、私は齊藤と言う者だけどもと、おりませんと、そうしたら用件伺って、そしてどういう用件で帰ってきたら伝えますとか、話し終わったら電話するようにしますとか、それが普通の社会の常識だと私は思うんですね。そういう常識の先端をいかなければならない市役所の中で、そういう職員の対応があるということ自体、私に対してもあるんですから、市民一般にとってもそういう対応がまかり通っていったのでは大変だとか思うんだけど、これは副市長でも総務部長でも私言っているのはうそだと思いますか。この件についてどうお考えですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今、齊藤委員のほうからお話のあったことについては、私どもも事実の確認をいたしまして、そういうことがあったということについては、確認をさせていただいています。それで、きのうの出合委員の御質問の中でも、生活保護に関連して市の職員の対応ということでのお話もありました。そして、ただいまは齊藤委員のほうからは、市の職員の電話を含めた市民への対応ということでのお話でございます。これは昨年第2回定例会においても、齊藤議員からの御指摘もいただいているところでもありまして、私どもとしてもそういう職員の対応についての意識啓発ということについては、取り組んできているところでもありますけれども、こういう事実があったということについては、大変申しわけなく思っているところでもあります。

今の人材育成の関係については、先ほど来総務課長のほうから答弁を申し上げているとおり、新規職員を中心に接遇研修、あるいは行政に関する基礎的な研修、それから専門的な知識の習得ということでは、中堅職を中心とした研修などを行ってきております。

お話のとおり市の職員としての自覚を高めるといことは、これは一番大事なことでありますので、今後非常勤職員、あるいは臨時職員含めた接遇研修のあり方、また、接遇研修をやるときには、ある意味中堅職員についてももう一度おさらいの意味も込めて、そういう研修をやっていくことも必要なのかもしれません。そういった観点から、再度接遇研修のあり方については、検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

また、ふだんからの意識の啓発ということについても、これは重要なことでありますので、例えば庁議、あるいは庁内連絡会議、職場会議、職場研修、これらを通じて意識の喚起に努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） ぜひこれはやはり各職場でもミーティングなんかやっているわけですよね。だから、そういう折にも他山の石として、全職場がやはり市民に対する親切で頼りがいのある市政実現のために頑張っていたきたいということを申し上げておきたいと思うんです。

それから、次に、サフォークめん羊事業の関係でございますけれども、これは昨日詳しく質問もございましたけれども、一つだけ聞いておきたいのは、飼育している農家の方々の綿羊の値段も1,900円したのが1,600円に下がったとかいろいろ言われているけれども、農家の人たちの経営上の収支というのはどのようになっているものなのでしょう。やはり綿羊は農家経済にとっても相当なプラスになっているのかどうかということですよね。だから、綿羊の1頭当たりの単価というのは、何ぼにおいたけれども、売れんからこれだけ下がったんだというふうになると、それだけ農家の人の所得が減るといふふうになるんだけれども、大体1頭当たりこのぐらいで売れば、大体農家の人の経済上はペイするんだというような採算点なんていうのはどのように置いていらっしゃるのでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 村上畜産林務課長。

畜産林務課長（村上正俊君） お答えいたします。

現在、生産農家につきましては、6戸で生産をされているわけでございます。23年につきましては、当初の枝肉の価格が1頭当たり大体30キロ平均という形になるかと思うんですが、それが1,600円に下がるというようなことから、1頭当たりで9,000円下がり、農家には手取りが減ったという形になっているかと思えます。

それで、20頭成雌綿羊を飼いまして羊を飼育している場合、大体支出部門といたしましては237万円ぐらいが全体の経費となる数字でございます。大体成雌1頭当たりで11万8,000円ぐらいが年間でかかる金額かと予想しております。

それで、収益のほうは、先ほど申しました枝肉単価によりまして大きく変わるわけですが、当初予定しておりました1,900円ということで行きますと、大体収入で134万円程度ということで、差し引きいたしますと5万円程度の赤字という形に計算上はなるかと思えます。ただ、支出のほうには飼料代、それから労働管理費というようなものも含めておりますので、それは各農家の自助努力で金額が変更することということもございまして、1頭当たりの収益といたしましては、大体5万円がマイナスということですので、成雌めん羊の補助金を充てましても、2万円程度の赤字が見込まれる収支となるところでございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは1頭当たりそんなにかかるというけれども、飼う頭数によっても若干変わってくると思います。そうすると、市のめん羊牧場、これは収支はどういうふうに計算されているんでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 佐々木経済部次長。

経済部次長（佐々木 勲君） 羊と雲の丘の運営でございます。羊と雲の丘におかれましては、まず世界の羊を陳列する世界のめん羊館、そのものについては展示ということでやっておって、それ以外のサフォークにつきましては、下の羊舎のほうでそれぞれ飼育をしながら、かつ生産をしながら、そこで採算性を上げるというようなことで、羊と雲の丘の運営は実施してございます。

出荷に当たりましては、従前から一元集荷ということで、その一元集荷農家さんのほうに出荷をしてやっていたというのが実情です。昨年23年度後半におきましては、価格は非常に厳しいということで、それぞれ羊と雲の丘も自分のレストランを持っていたり、もう一つの大きな会社のほうもレストランを持っているということですので、それぞれの2つのレストランを持っているところにつきましては、それぞれが販売をしようということで昨年は取り組んだところでございます。目標としては、すべて一元集荷をして外に出そうということで考えております。

先ほど言いました価格につきましても、市外に売りましようということで、農家さんのほうの手取り価格、枝肉は2,800円を目指そうということで、平成21年、22年にそれぞれ地方の元気再生事業やなんかの取り組みのもとに、外に向かって、それでやれば採算が取れるぞということで取り組んできたところであります。それが最近1,900円なり1,600円に下がったということですので、農家さんのほうもそれぞれ自助努力なり、自分からの付加価値もつけながら、何とかかつ収支が合うように昨年は取り組んだということでございます。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 市のめん羊牧場、市は第三セクに指定管理しているけれども、市のめん羊牧場の採算、これは独立採算の観点からいけば、収支状況はどうかということなんです。きちっとしてやっているんですかということだ。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 佐々木次長。

経済部次長（佐々木 勲君） 羊と雲の丘につきましては、それぞれサイクリングターミナルなり、世界のめん羊館なり、羊の部門なり、それぞれ毎月収支を出していただいて、その中で昨年と比較してどうだということもそれぞれ経営会議を行いながら確認をしております。その中でいけば、平成23年度におきましては、やはり最終的な販売金額が下がったということで、ちょっと手元にはありませんけれども、100万円程度が昨年22年度と比較しますと、23年度はマイナスというようなことで、概算額としてはそのような金額を記憶しております。

今ちょっと手元にございませんが、以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） めん羊牧場に人件費が幾らかかり、そしてえさ代が幾らかかり、そして幾らで売れたというこの独立採算の視点から見て収支の状況はどうかということなんです。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 佐々木次長。

経済部次長（佐々木 勲君） 先ほど申し上げましたけれども、價格的に落ちたということで、23年度におきましては、綿羊部門につきましては、マイナスということで、それ以外のレストランの部門もしくは展示部門の中で、全体の経営収支が行われているということでございます。23年度は特に枝肉の価格やなんかも落ち込んだということで、独自の販売ルートも設けなくてはいけないということで、マイナスにはなっております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） ちょっと具体的に試算出してください。よくわかりませんが、何でもありませんみたいなことを言われても困るんですよ。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

羊と雲の丘株式会社全体のちょっと今試算表が手元にないものですので、後ほど委員のほうに羊と雲の丘株式会社の中で今お話のあった羊の販売については、これは一つの収支が出ている資料がありますので、後ほどお届けさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 後ほど私に届けられてもみんなには聞こえないんだよね。だから、それは資料が出てから若干やることにしますか。

あと、地域おこし協力隊、これは国からの事業で行われているんだけど、これの概要と、それから土別での取り組みについてお聞かせください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 中峰企画振興室企画課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答え申し上げます。

昨年の予算特別委員会でも御質問ございまして、その際にも概要等のお話をさせていただいておりますが、その後実際に要綱等を昨年4月に定めまして、本市で取り組んでおりますことから、まずその要綱を基本に取り組みの概要を御説明したいと思います。

まず、活動内容についてでありますけれども、主に観光振興に関する活動、それから農林業の振興に関する活動、そして地域の情報発信、あるいは農畜産物等の地域資源の活用と販路の拡大、そして地域間交流、あるいは移住等の促進、こういったことを中心に、更にはそれぞれのテーマを設定した中で地域おこし、地域の振興なり活性化ということにつながる活動をそれぞれ考えていただきながら取り組むというようなことで進めているところであります。

基本的な活動の概要としては、以上のようなこととなります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 地域活動を行う期間というのは、都会からそういう人を協力隊として採用して、それから、1年以上3年ぐらいの間はその地域で地域おこしをやるんだということで、

これは市の職員ではなくて、国のお金がおりにてくるわけなんですよ。だから、どういう人がその地域協力隊に市として手伝っていただいているというか、勤務をされて、どんな仕事を現実にやっつけていらっしゃるんでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答え申し上げます。

今お話がございましたように、この制度というのは、総務省が平成21年度から全国的な展開を考えまして創設したものであります。本市では23年度からということで実施をしておりますが、制度の背景としては、今お話しありましたように、地方の人口減少ですとか、活力の低下ということに対して、一方では都市部で地方での生活をしたい、あるいは地域の活力アップ、そういったことに力を発揮したい、あるいは自然と共生をしたいというような人、そういったニーズもある中で、これらをマッチングをさせながらということでの一つの目的の中で制度化されております。

本市といたしましても、この中で例えば観光振興に当たっては、さらなる情報発信の部分ですとか、あるいは農林業振興にあっても、現状の本市の中で行政、あるいは農協さんですとか農業者の皆さんがそれぞれ取り組まれている中で、何かさらなる都市部への情報発信、そういったものを中心にできないだろうかというような観点でこの制度を活用させていただいているということでありまして、お話しありましたように、総務省からは一定の財政支援があるわけですが、本市としては新たな外部からの観点なり目線、あるいはノウハウ、そういったものを発揮していただきながら本市において活動していただき、更には定住ということにつながっていくような、そして、その中でも新たな業を興すというようなこともできれば期待をして、この制度を活用させていただいているところであります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 現在2名いらっしゃるということだけでも、いつ採用というか任命して、これはおおむね3年と言われているんだけど、今どんな活動を、仕事をしていらっしゃるんですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

まず、募集と応募の経過を若干お答えをさせていただき、その後に活動内容を報告させていただきたいと思っておりますけれども、昨年4月18日から1カ月間、本市のホームページなり移住交流推進機構のホームページにおいて募集を行いました。その結果、観光振興の分野では3名、そして農業振興の分野では1名、4名からの応募があったところであります。これらの皆さんの中から書類等でまずお2人に絞りまして、それぞれ観光、農林業1名ずつを選考し、更に6月には面接を行って、着任に当たっての状況を確認をさせていただきました。そんな中で、1名につきましては、着任の時期が本市の考えと一致しないということが判明いたしましたので、農業振興分野の1名、現在いる男性1名をその際には採用することを決定し、この男性につい

では、7月1日から本市に着任をしております。

こういった経過もございましたので、更に観光分野で新たに1名を7月の半月間ですけれども、2次募集という形で募集をいたしました。その際、現在着任をいただいている女性の隊員の方からの応募がありまして、書類、そして面接等を行った上で、10月から協力隊として活動をいただいているところであります。

それで、活動状況についてであります。まず両分野での共通する事項を先に御説明いたします。一つには、協力隊本人による活動計画の作成というのがまず手始めにございます。具体的には本年度の活動、更には2年後、3年後の目標なり活動の計画の作成、そして二つ目には、その活動計画に基づいて実際にその活動を実践していくということでもありますけれども、まずは本市の状況がどうなのか、あるいはそれぞれのテーマとした分野での現状、課題などの理解、そして具体的な活動を展開していくということでもあります。

また、一方では地域での定住ということも一つこれは目標としてあるわけですから、地域の皆さんとできるだけ多くの接点を持ちながら、地域にもより交流の機会を設けながら、今後の生活の方向性というのも考えていただくというのも一つであります。

そんな中で、私ども企画課のほうにおきまして、観光振興の協力隊、そして農業振興課において、農業関係の協力隊がおりますので、私どもおあずかりをさせていただいています観光振興の分野の活動についてですけれども、ふだんはめん羊工芸館くるんで主に午後の時間活動しています。くるんは水曜日休館ですので、その日は来ませんけれども、それ以外の午前中なりは企画課のほうで活動するということです。

具体的な活動としては、本人のまずブログ、インターネットを活用してブログをまず立ち上げました。この中では、私たちにはなかなか感じることのない、あるいは視点としてなかなか持ちづらい視点から、彼女自身の感性の中で、本市のよさをとらえた感想や体験談などを掲載しており、小まめな内容の更新も行っています。また、くるんのホームページは今までなかったんですが、これも立ち上げをしていただき、現在その運営に当たっていただいています。そのほか市のホームページの中の観光の分野も改善が必要と思われる部分がありますので、今その検討を行っていただいておりますし、今後その改善も実際に担っていただく予定です。

それ以外に独自の活動としては、くるんでの各種作業や技術習得、作品づくりなどを行うほか、来訪者への対応も行っておりまして、特に外国から、せんだって台湾からの観光客の方々が見えたんですが、本人英語が堪能な部分がございます。そういった英語圏の方々の対応というようなことも当たっていただいています。

また、本人のみずからのアイデアを生かす活動として、クリスマスいぶきにおいて、クリスマスの飾りをフェルトで作りまして、それらを参加した皆さんにプレゼントされたり、あるいはサフォーク研究会の皆さんの御協力もいただきながら、めん羊館に雪の看板を設置すると、そういった取り組みもしているところです。これら以外にも企画課の業務などにも携わっていただいております。和文英訳などの協力、あるいは市内外のイベントへの参加、特に羊まつ

り実行委員会の皆さんとともに、一品グルメ市、あるいは層雲峡水瀑まつりなどに出かけまして土別サフォークラムの販売PR、そういったこともしているというようなことでございます。

少し長くなりましたけれども、以上が観光部門での隊員の活動でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 金農業振興課長。

農業振興課長（金 章君） 私から農業振興にかかわって派遣されました協力隊員の活動についてお話しさせていただきます。

まず最初に、先ほど観光部門の方についてブログの立ち上げということでお話がありましたけれども、農業振興担当の協力隊員についてもブログを立ち上げまして、イベントだとか、あるいは研修会に参加した、あるいは土別の自然等を発信をしていただいていたところであります。

そこで、具体的な部分でありますけれども、まず着任早々ちょうど7月に着任されましたので、農繁期ということの中で農業が真っ盛りの状況でありますから、農業振興課、あるいは共済、あるいは農協の業務で現地調査というのがありますので、そのそれぞれの圃場に現地調査に参りまして、その中で土別の農業を知っていただく、あるいは自然を知っていただく、あるいは農作業の作業体系を知っていただく、まずそういう農業の基礎的な部分について理解を深めていただくという形で、それぞれの作業に同行をしていただいたところであります。

次に、7月、8月、9月というのはいろいろなイベントがありまして、例えば羊まつりだとか産業フェア、あるいはしべつまるかじりフェアのイベントに参加するだけでなく、まるかじりフェアでは、上土別きずこう会と一緒に新たな商品の開発だとか、それから、PR用のラベルだとか、そういった部分について制作に当たってきたところであります。あわせて昨年実施したグリーンパートナー事業においては、都会の女性方がどういった感性で、どういった部分にこういった農村地域に来て交流、あるいはパートナーを探すのかという部分についてアドバイスをいただきながら、都会に向けてのPRに対する情報発信の手助けをしていただくとか、助言をしていただくとか、そういった活動もしていただいております。

また、将来の定住に向けての活動といたしましては、地域おこし協力隊フォーラムだとか食育セミナー、それから農村ゼミナールだとかといった研修に積極的に参加をしていただきながら、またさまざまな営農や、さまざまな活動をしている農業者との交流を深めていただいたところであります。

また、和寒の地域おこし協力隊と連携をしながら、新たなビジネスモデルをつくろうということで、いろいろな研修も行いながら進めてきております。特に土別の農業、あるいは農産物、あるいは加工品を都会の中に発信する中で、良質、良食味な農産物を知っていただくという取り組みを今後進めていこうということで企画をしておりました。

そういった中で、実は3月に家族ぐるみで交流のある人の強い勧誘がありまして、大学時代勉強をしておりました、あるいはノウハウを持っていた、物理学の研究を生かした技術職として転職することとなりました。これはかなり家族ぐるみでおつき合いをしていたというこ

とでもありますし、それから、東北のほうの東日本大震災にかかわるいろいろなその企業の業務拡張に伴って、かなり強い勧誘があったものですから、そういった中で、今回残念ながら3月19日をもって退職する予定となっております。

感想を聞きますと、やはり土別の自然だとか、あるいは本当に良質な農産物、おいしい農産物について何とか情報発信を続けたいという気持ちは一方ではあったんですが、そういった強い勧誘のもとということで、土別を離任することを決意されたところであります。

以上であります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 協力隊についてはおおむね3年ということなただけけれども、これは雇用契約なんかは結ばないものなんですか。来たけれども、なんかそちらへ行ったら、はい、すぐいきました、やめましたというようなことでは継続性がなくて、せっかくやってくれるのかなと思ったら、何かいいほうがあったから行きましたというのでは、なんか余りにも雇用契約といえますか、そういうふうに本人の都合でどんどん回転されてかわっていかれる、それから、報酬も安い、これではやっていけないわなんていうことでやめていく事態だって生まれるのではないか、こう思うんだけど、報酬といえますか、手当といえますか、それらは大体どのぐらい払われていたのかということと、そういう雇用契約なんかは3年なら3年というものを結ばないものなのかどうか、この点はいかがなんでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

まず、報酬の関係でございますけれども、報酬につきましては、本市の場合月15万5,000円ということで設定をさせていただいています。

なお、雇用保険、健康保険、そして厚生年金これらについては、市のほうで適用するというところでやっておりますし、あと住居費こちらについても市のほうで運用させていただくということで、本人の報酬から住居費についてはかかっておりません。ただ、光熱水費の部分は支出が伴いますけれども、基本的には15万5,000円というのが報酬でございます。

また、雇用契約についてもお話しございましたが、現在この制度の趣旨からかんがみまして、私どもとしては、これは委嘱ということでさせていただいています。お2人とも7月なり10月からということございましたが、一つには年度を基準としておりますので、3月までというのを一つの期間として毎年委嘱をしていくということで、国の制度としても3年間が特交措置の期限になります。その期限の間につきましては、毎年その年度ごとに委嘱をするということで、特に雇用契約という形は結んでおりません。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、もう一つの面は、そういうふうにして委嘱をして来てもらったと、雇用契約も結んでないと、だから、ここは合ってなかったから帰るわと、やめたと、そう

というようなことが次から次と起こらないためのやはり契約というか、そういうものを結んで、来た以上は一生懸命やっていただくというシステムをつくらなかったら、そんなになれたころというか、せっかく来たのに途中でやめていくなんていうことがないような、そういうシステムをつくるべきではないかと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

齊藤委員お話しされている意味も十分理解できるわけですけども、ただ、私どもといたしましては、まずは私どもの受け入れ側として、できるだけサポートなり、それは定住、そして後には職についていただく、あるいは更には業を興してもらおうというようなことを展望しながらサポートをするということ。そして、御本人にも強い意志を持って来て、逆に言えば安いといえますか、余り高額ではない報酬の中で来ていただくわけですから、御本人も来られるときには強い意志を持たれていると、ただ、先々のそういった保証という部分はないわけですから、御本人の意思という部分については、これが強い部分もありながら不安もあると、そういったことでありますので、そこら辺については随時本人とも意思確認をしながら、更には私ども支援をしていくというようなことで、特に書面上での契約等々システムについては今のところ設けずに、できるだけ当初の目的を全うしていただけるように双方で話をしながら、協議をしながら進めていきたいというふうに現時点では考えているところでございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 報酬についても月15万5,000円ですか。これは家庭持ちだったら食っていきけるような賃金ではないですよ。それから、住居費は市のほうで持つんだと言うけれども、非常に協力隊、協力隊と言うけれども、1個の人間がやっぱり食べて生活していくという点では、極めてやはり安い報酬ではないかと思うんだけど、こういう報酬のあり方なんか、やはり国の制度としてやっているわけですから、生活費、優に生活できるようなものがないと生活もしていけないし、そんなに来てくれないんでないかという気がするんだけど、この点は国との話ではどんなふうになっているんでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

お話がございましたように15万5,000円という金額、一定の生活を送るには今の時代なかなか楽なといえますか、余裕のある金額ではないというふうに思っております。しかしながら、この制度の趣旨といたしましても、まずは一定の国からの措置としては、人件費相当額、年間200万円ということが特交措置されるわけですけども、それぞれの地域事情に応じて、これはこの額にしないというわけではなく、それぞれの状況に応じて、例えば20万円に設定するとか、そういった方法もとれる中ではあります。

ただ、一方で、私どもの要綱の中でも明記しておりますが、その15万5,000円、我々例えば先ほども臨時職さんを含めてのお話がありましたが、市の職員なんかにつきましては、副業と

いうものがないことになっておりますが、協力隊の皆さんについては、例えば通常の一定の日中の時間以外と、あるいは休日等を含めて、別な形での報酬を得る、どこかにアルバイトみたいな形のものも含めてやることも可能というふうにもなっております。そういった中で、逆に今15万5,000円、極めて基本的な生活ができるか、できる分はあると思いますけれども、余裕のない部分であります。本人が更には地域にいろいろな活動に参加し、いろいろな報酬を得るような活動もしていくことによって、将来的には自分でその職を見つけていく、あるいは業を興していくことにもつながり得るものとの考えも一方ではございます。

その報酬額についての部分で私どももかなり検討はしたんですけれども、今回については最低ラインではあります。15万5,000円に設定させていただいて、その中でできる限り違う形でのサポートも含めて考えていこうということでスタートをしておりますので、先ほど申し上げましたように、多面的なサポートというところで、ぜひ御本人がこの地に定住を目指していただけるように努めてまいりたいということで考えています。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 男性の1人の方はこの3月19日で、もうすぐやめると、そうしますと、この後募集をして引き続きその協力隊として採用するという事は、どういうふうにお考えなんですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 今、齊藤委員のほうから1名農林業にかかわる職員が3月19日をもって解任をするということで、今後のことにつきましては、2名の隊員の配置を基本といたしまして、今観光振興を主体に活動する隊員につきましては、現在委嘱しております女性隊員の更なる活動を支援してまいりたいと。更にもう1名については、本年度の取り組み状況、先ほど担当課長のほうからもいろいろな活動内容をお話いたしましたけれども、そういったさまざまな課題もございまして、農業以外の分野も含めて、地域課題、更には地域のニーズを踏まえまして、関係機関、団体とも協議、調整を行いながら募集活動を行っていきたいというふう考えております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは東京まで出向いて行って、総務部長が面接して連れてきたと思うんですけども、これはそういう東京方面というか、そちらからどうしても頼まなければならないというものなのか、例えば札幌とか、そういうところから募集するなりということではないのか、こちら辺は範囲が決められているわけですか。今後の方向としてはどうなんでしょう。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 中峰課長。

企画振興室企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

隊員の募集につきましては、主に都市圏、3大都市圏を中心とした都市圏というふうな言い方をしていますが、解釈としては、これは総務省の見解でも明らかになっておりますけれども、

例えば札幌市、こういった都市部も当然対象ということの考え方になっておりますので、そんな中で言いますと、今お話のありました札幌ですとか、道内の都市というのも対象になっております。実際に私どもも当初の面接の場所としては、道内からの応募があった場合については、これは一つ札幌でもそういった面接の会場を設定するなり必要だなということの検討もしておりますし、今回は東京、あるいは大阪、そういった地域の方が主でしたけれども、それ以外の関東圏の募集もあったところであります。広く本州の一般的に見て都市部と言われるところが対象になっているところであります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それで、後任の募集というのは大体いつごろされるのかということと、ぜひ面接も行って、地域を本当におこしてくれるような、そういういい人材を募集して、そして見きわめて採用するように努力していただきたいと思うんですけれども、最後にそのことに答弁をいただいております。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の関係については、今も企画課長、室長のほうから答弁あったとおり、私どもとしては、あくまでも一つ大きな視点としては、外部からの目線、その目線によっての新たな発見、こういったことを基本に地域おこし協力隊を募集して、面接もさせていただいています。面接の際には、土別市として地域おこし協力隊に期待するもの、役割、業務内容、これらについての話もさせていただきますし、応募された方からは、土別の地で一体何がやりたいのか、あるいは何ができるのか、こういったようなことも話を聞きながら、双方の思いが合致するように努めて、この採用の決定を行っているところであります。

今後におきましても、今御答弁申し上げたとおり、どの分野でということは今この段階ではまだ決まっていませんけれども、できるだけ市としての期待する部分、あるいは応募された方の希望などが合致するように、そして土別市のためになるようなことを前提に、この募集に当たっていきたいと思っています。

また、土別に来る方も、一定の夢や希望を持ってこの地に来ていただけるということになりますので、そういった方の自己実現が図れるように、私たちも環境の整備に努めていかなければならないというふうに思っています。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） まことに申しわけありません。先ほど申し上げました羊と雲の丘株式会社の中で、レストラン部門、世界のめん羊館の部門、サイクリングターミナル部門の試算表を今それぞれあるんですけれども、それちょっと分解して、今齊藤委員がおっしゃられた要は羊の売り上げの部分に係る費用、それと今年は確かに売り上げが減少したという部分でマイナスの要素はありますけれども、それをちょっと分解させていただいて、後ほど資料を委員の皆様

さんに提出したいと思っておりますので、何とか御理解をいただきたいと思っております。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今部長おっしゃったように、後ほど全委員に資料として提出をさせていただくということで質問を終わりたいと思います。

副委員長（松ヶ平哲幸君） ただいま齊藤委員から資料提出の要求がありましたので、提出を求めることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（松ヶ平哲幸君） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま要求のありました資料の提出を改めて求めたいと思っております。

国忠崇史委員。

委員（国忠崇史君） 通告に従い、総括質問を行います。

私は二つのテーマがありまして、一つ目のテーマですが、教職員の不適切勤務とされている事実とは一体何なのかということを取り上げます。

2月22日に教育長のほうから教育行政の執行方針が示されましたが、その中ではちょっと触れられてはいなかったんですけれども、この数年教職員の不適切勤務なるものが報道されているわけです。たまたま先週の金曜日、3月9日に参議院の決算委員会で、かのヤンキー先生こと義家議員がこの問題をちょっと取り上げていたんですが、北海道の教育現場に会計検査院が入ったんですよと、それだけで終わってしまって中身に触れなかったので、言うのも何ですがけれども、私が後を受け継いでこの会計検査の中身に入っていこうと思います。

このいわゆる不適切勤務の問題なんですけれども、政権交代のあった2009年の総選挙に関する選挙運動において、北海道教職員組合の幹部が政治資金規正法違反で逮捕、起訴されたこと、そのことに関連して、公立学校の教職員が勤務時間中に労働組合の活動をしているらしいとされたことが事の発端のようです。それで、聞くところによると、この士別市の教育委員会とか学校にも以前齊藤議員が一般質問で取り上げた道教委の服務実態調査に続いて、会計検査院が検査に入ったと、そのように伺っております。

まず最初に聞きたいのは、この会計検査官がいつ、何人ぐらいの規模いわゆる陣容といいますが、何人ぐらいの規模で、市内のどの学校に入ってどういう検査をしたのか、まず概要をお聞きしたいと思います。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

会計検査院が北海道に入りましたのは、実は二つのグループといいますが、陣容で入ってきてございます。まず、第1陣につきましては、平成23年1月24日から28日にかけての5日間、北海道内で42学校、このときには士別市は該当にはなってございません。検査院のほうからは、1班3人で3班、9人で実施をされております。引き続き第2陣といたしまして、平成23年2月14日から25日までの10日間参りました。このときに士別市も該当になってございます。検査

官の人数については、先ほど申しあげましたように、1班3人で13班によって道内各地で実施をされております。

そこで、本市においてでございますが、本市については3つの小・中学校でございます、平成23年2月21日には土別小学校、翌日2月22日には土別中学校、土別南中学校で会計実地検査が行われたところでございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 去年の2月に土別の学校に入って会計検査官が検査したと、素人考えなんですけれども、会計検査官も公務員ですから、羽田空港から旭川空港に着くと思うんですね。そうしたら、近くに上川支庁ですか、今は総合振興局なんですけれども、上川教育局なんかにも近くにあるので、そういったところの公用車で来るのかなというふうに思っていたんですけども、やはりそれは素人考えのようで、どうもそうではないようです。検査官たちが土別に来て移動するにしても、あるいは食事とかお茶菓子なんかにしても、全部自分たちで調達するというふうに聞いているんですけども、その点は本当なんですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

まず、移動につきましては、市内におきましては、会計検査官のみですべてタクシーで自分たちで手配をして移動をしていたのが実態でございます。

あと、お尋ねの食事、茶菓等に関しましても、食事は当然といたしましても、逆にお茶の用意も一般的なお茶の用意を会場でしたわけではありますが、それについても検査官は自分で持ち込んだ飲み物等のみを飲食をしていたということは実態でございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 旭川空港から土別市内に来るのも、その3班9人でタクシーに乗って来るということでよろしいですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

実は私どもには詳細は知らされておらず、日程表によって何時に何うということのみでございます。しかしながら、その日程を見ますと、委員がおっしゃられるような空港から直接という時間設定かなというふうには思っております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 旭川空港から土別までタクシーで来ると、何とコメントしたらいいのかわかりませんが、かなりお金もかけて、しかも税金ですから来ると、ほかの役所の公用車を使わないと、それはやはり会計検査官というのは独立機関だから、官官接待みたいになった

らいけないということで、全部自分たちでお茶もペットボトルのお茶を買ってきて、領収書もらって、それを飲むと、それはまあいいでしょう。そこまでやはり税金使って北海道に来て、士別にも検査に入ると、それに応じた大きな腐敗とか、不適切勤務が見つかったんですかと思うんですけれども、一応市内に限定しましょう。市内の教職員に関して何か不適切な勤務実態というのが判明した点はあったんでしょうか。その点お聞きします。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

市内の学校の不適切の指摘の件数でございますが、項目としまして2点ございました。その項目として、まず1点目でございますが、外勤、出張、職専免の取り扱いが適切でなかったものという項目でございますが、件数につきましては3件、金額につきましては合計1万4,004円の返還の命令でありました。このほかに実は1件指摘としてはされたんでありますが、これについては錯誤ということで撤回をしてきてございます。

次に、もう1点の項目としまして、校外研修を行っていなかったとされたものということでございます。これにつきましては1件ございまして、金額は2万4,755円の返還命令ということでございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 今、答弁された出張、外勤、職専免と、職専免これは専門用語で職務専念義務の免除と、公務員は職務専念義務がありますけれども、ある程度職員団体の活動として交渉を行う場合に職専免と言いまして、職務専念義務から一時的に免除されるということですよ。それが適用がおかしかったという例について3件あったということですね。

今、御答弁にあったんですけれども、結局もとの目的は、最初私が言ったように、労働組合の活動に関しての検査であったと思うんですけれども、この検査院の主な目的であった労働組合の活動、職員団体と言ってもいいんですか、労働組合の活動に関して不適切な勤務実態はあったのかどうかお聞きします。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えします。

労働組合活動については、本市での不適切実態ということの指摘はございません。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 実は会計検査院は当然公表してしまっていて、ホームページを見ますと、要は勤務時間中に労働組合の活動を行っていたのではないかとというのが5年間、さっきの5年間に全道で7つの学校で12人の教職員、計14時間、これは給料を返したと、給料支給額計3万円余り、そのうち国庫負担金相当額が1万円余りと。いろいろタクシーとか使って北海道に入って組合の活動をしているのではないかと調査して、結局出てきたのが言ってしまうとこの程度と

ということだったので、ほかにも何かあるのではないかというふうに検査院が矛先を変えたというふうに私は解釈しています。

今度は教職員の各種研修です。学校の先生たちはいろいろな事務官だったら事務官で専門の集まりがあったり、いろいろな科目ごとの研修とかもありますけれども、そういったところの実態に検査院が矛先を変えてきたと、学校の教職員の研修のあり方についていろいろと指摘されたこともあったと思うんですが、これはどういったことを指摘されたんでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

研修についてということでありまして、実は今回の指摘につきましては、研究目的団体の業務について指摘をされてきているところでございます。この研究団体についてであります、北海道教育委員会から平成19年に通知が出されておりました、研究団体の研修への参加については、基本的に認められてはいるのでありますが、そこに関しての会計監査のみですとか、総会のみ、そういったことは認めないという通知が出されております。そのことについて先ほどの件数については、その会計監査だとか、そういったことの時間内での業務に従事ということと指摘をされてきたというところでございます。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 確かに会計検査院のホームページには、北海道では平成18年度に通知を発し、教育研究団体の業務を行うことが自校の研究、研修と密接に関係し、校務、学校の仕事と同等と考えられる場合は、校長は外勤や出張を教職員に命じることができるが、教育研究団体の庶務、会計業務については、教職員はその業務を勤務時間中に行うことはできないとしている。言ってみれば、学校の教職員が会費を払って、何か自分が理科を教えていたら、理科研究の先生たちの研究会に属していると、その会費の計算だとか、1年間の会計監査だとか、そういうことを行うことは、これは出張扱いにできないと、あるいはそういった1年間の授業計画だとか、いろいろやる総会に出席するのは出張じゃないよと。そういうふうに言うわけですが、私なんかには言わせればそれは研究に伴って当然出てくることであって、何かそこまで画然とこれは会計監査に出張しますとか、純然たる理科の研究で出張しますというふうに、そんなに分けられるものなのかと思うんですけれども、ここら辺現場の実態に即しているのかどうかということについては、市の教育委員会としてどうお考えでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

その各種教育研究団体のさまざまされている事柄が道の通知に対して実態が合うのかというところも含めてなんですが、当然わかりやすく言えば、士別市には士別市教育研究会というのがございます。この研究会等につきましても同じ扱いをされているところではあるんですが、これらの組織は、皆さん御存じのように、教員の資質向上ですとか、教科指導の充実ですとか、

そういったことも含めて、本市、それから管内の教育活動に必要な不可欠な教育団体であるというふうに私も考えているところであります。そういう意味からすれば、それにかかわる総会、それから事務的なこと、会計的なこと、会計監査も含めて当然必要なものであるというふうに理解をしているところです。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） まさに今おっしゃられたとおりで、その点道教委はちょっと理解してないなと思うんで、引き続きこの問題、道教委に対しても物を言っていくという方向でいきたいと思えます。

それで、会計検査院の話に戻しますと、勤務時間中の組合活動が余り出てこなくて、いわゆる外勤、出張及び職専免の取り扱いが適切でなかったということを今の研修の例で若干検査院があぶり出したと。更にもう一つ、機械警備の記録を見て勤務実態を把握すると、つまり例えば学校の始業時間が8時15分だとしたら、学校のいわゆる機械で警備していますけれども、その機械警備の記録を見て、8時45分に機械警備が解除されたと、これは8時15分が定時なのに、30分遅刻しているのではないかと、要は子供たちのいない夏休みとか冬休みのことが中心だと思えますけれども、正規の始業時刻より機械警備の解除がおくれていると、そのことでもって不適切な実態が出たよというふうに会計検査院は豪語しているんですけれども、よく考えたら、首都圏みたいに学校が塀で360度覆われて、門扉もあって、そういうところで門扉でもう機械警備解除すると、セコムとかシール張ってありますよね。その時間でわかるのと、北海道みたいに塀もなくて、門扉もなくて、学校の先生が出勤したら、雪かきしてから職員室へ入っていくと、あるいは花壇のヘチマに水をやってそれから職員室に入っていく、職員室に入るときに機械警備を解除するのではないかと思うんですけれども、そこら辺はこの会計検査官たちは、そういった北海道の学校の特殊性というのを見ているのかどうかということとはとても疑問に思ったんですが、その辺は市としてはどんなふうにお考えですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

今の委員おっしゃられる機械警備につきましては、まさに本市においては学校の施設ではなく、あくまでも職員室、あるいは理科室、パソコン室など一定程度限られた範囲での機械警備ということでございます。

そこで、委員御指摘のように、時間が少しずれているということもございましたが、これはまさにおっしゃられたように、入ってくるときの玄関、あるいは物置等の雪はね、そして小学校であれば学校花壇の整備、あるいは担任を持っている先生におかれましては、直接教室へ入っての作業ということも実態でございました。そういったことから、この機械警備に関しては、本市においては会計検査院からの指摘はなかったところでございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 会計検査院がむしろ指摘するのであれば、民間では普通なんですけれども、タイムカードで管理するとか、そういうことを検査院が指摘すればいいので、何か公務員の方というのは大体出勤簿で管理している場合がほとんどだと思うんですけれども、会計検査院のやることとして、やはり間違っているんでないかと私は思う次第です。

ちょっとそれで視点を変えますが、部活についてちょっと取り上げます。間もなく土別中学校と南中学校の野球部が全国大会に行くわけで、大変めでたいことなんですけれども、この部活指導、これは学校の休みの日なんかもやっていますけれども、これは教職員たちにしたらこれは勤務なのかどうかということです。いろいろ中体連大会だとか、中体連でないところの大会とかもあります。そして、それに向けて連日練習もしている。こういうのというのは教員特殊勤務手当というのがあるとは思いますが、果たしてこの部活というのは、いわゆる特殊勤務手当の範疇に入るのか、あるいは本来は休暇をとって指導すべきことなのか、全く勤務扱いではない日なのかという、そこら辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

部活動に関して今、委員おっしゃられましたように、中体連、あるいは文化的な中文連のこの大会については、これは勤務ということでございます。しかしながら、通常の部活動については勤務ではございますが、平日等については、超過勤務の該当にはなってございません。先ほど言われました教員特殊勤務手当につきましても、部活動の場合、4時間以上で1日2,400円ということになってございます。したがって、土日は4時間以上ということになり得る場合が多いかと思いますが、平日については、そういったことが手当の範疇外であるということで、また超過勤務の範囲でもないというのが実態でございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 今、鴻野主幹から答弁あったように、部活については勤務である部活と勤務でない部活があるというふうに、むしろこれこそしっかり会計検査院でもそうなんですけれども、指摘して、ちゃんと勤務扱いするならば、しないならしないというふうにつきり線を引くべきところだと思うんです。いろいろ研修の問題とか、機械警備の問題とかをいろいろ取り上げているけれども、私はやはり一番教職員に関して勤務がグレーゾーンがあるのは、やはり部活の分野だと思うんです。その辺ですけれども、何かこの点道教委だとか、会計検査院からこういうところを改善するよというのは今のところ示されてないですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

超過勤務に関しましては、北海道教育委員会のほうでは超過勤務解消に向けたいろいろな方策の検討ということは、これはございます。しかしながら、今回の会計検査院の報告に関して

は、この超過勤務の実態的な部分に関しては一切の報告がございません。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） まとめますと、確かに教育現場で長年の習慣でいろいろなれ合いになっていた部分もそれはあるんだと思うんです。そして、いろいろ組合の問題も含めて、正すべきは正すところはあるんでしょうけれども、だからといって、非常に枝葉末節といえますか、会計監査に行ったときは勤務扱いするなどが、そういったことも含めて、これだけの陣容で検査して、結局大山鳴動してネズミ一匹と申しますけれども、やはり大きな山を動かしたんだけど、出てきたのはネズミ1匹とまさに言うしかないと思うんです。やはり今教育現場について教育本体をどうこうでなくて、横から機械警備が30分おくれたとか、そういったことで教育現場の足を余り引っ張るべきではないと私は思うんですけれども、これから教育現場、特に私たち土別市民ですから、土別の子供たちの教育現場を守っていく、そういう決意を最後に教育長にいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） ただいまの国忠委員のほうから教職員の服務規律にかかわっての会計検査にかかわってる御質問がございました。委員御指摘のとおり、これはちょっと選挙に絡んでのことが発端になって、その後北海道の教職員の服務に乱れがあるんじゃないかということで、特に組合活動の部分、勤務時間中の組合活動がかなり行われているのではないかというような観点で会計検査が、会計検査の前に服務規律に関する調査があって、それに基づいて会計検査院の検査があったわけでございますけれども、今御説明申し上げましたように、当市におきましては、合計で4件服務規律違反で返還があったものの、組合活動にかかわるものは1件もございませんでした。

それで、先ほどの御答弁でもあったように、北海道教育委員会は、平成19年の3月に各市町村教育委員会に対して通知を出したその内容は、ある市において組合におけるヤミ専従問題等があって、そういうことが他に広がることを防止するために、さまざまな教育研究会の活動だとか、そういうことについても勤務として認めない、あるいは職務専念義務免除は認めないというようなことで、市町村教育委員会の実態からはほど遠いと申しますのは、先ほど申し上げましたように、全額市費で運営をしている土別市教育研究会の活動についても、ある部分の総会、庶務会計部分は認めないだとか、北海道教育委員会が補助を出している特別支援教育の管内的な研究会についても、あるいは言語に障害を持っているお子さんたちを対象として先生方が、これも北海道教育委員会が補助を出して運営されている研究組織なんです。それらについても、その会の運営にかかわっての総会だとか、庶務的な集まりだとか、監査、会計については認めないというようなことで、ちょっと実情にそぐわないと、そこに研修会が同時に開催された場合は認めるというようなことでございまして、それらについて対抗するために当市としては、先ほども申し上げましたように、規則の中に道の通知とは別に、土別市教育委員会とし

て、これらについては職務専念義務を認めますという事業をしっかりと規則の中に入たい込むような形で現場の安定を図っていきたいというふうに考えております。

更に非常に腹立たしかったのは、返還を求められた4件の事案に対して、北海道教育委員会からの通知は、極めて不適切な行為を行ったので、その職員、一部校長も含まれておりますけれども、生徒がいる全校の集会の中で返還した職員は謝罪を下さい、そして、更にPTAだより、その他の印刷物でそのことの経過をつぶさに報告し、謝罪を下さいという通知でございました。それらについては、私どもで返還を求められた事案は、先ほど申し上げましたように、1件は士別市に来る前のほかの町で新採用でまだわからない時期に、長期休業中に図書館に行こうと思って研修に行ったただけれども、その部分で図書館が休館だったと、休館だったただけれども、どうしようかというふうに校長先生に尋ねたら、いや、まあそのままでもいいのではないのと言われたと、本人には悪意も何もなかったということでございます。残りの3件についても、そういった教育研究会の総会に出席したということで、何ら不法に組合活動を行っていたとかということではございませんでしたので、その必要はないということで、当市では一切その対応はいたしませんでした。

現在、これらの会計検査をめぐって、とにかく更に今年度も昨年の11月から2次の調査で実施した3校以外の調査が追加で行われて、全道的に調査が行われているわけですが、それについてもかなり市町村教育委員会は、実際にさまざまな書類のチェックのために動員をさせられたり、道教委の職員自体もこの本当に人事異動で忙しい時期に、その部分で調査に携わって、非常に混乱しているような状況でございます。

更に一方では、学校現場に対して不適切な指導力のない教員については、情報提供してくださいという、前の議会でもちょっと話題になったことがあるんですが、情報提供制度ということで、北海道教育委員会に、あの先生能力ないよという人がいたらどんどん市民も電話をくださいというような制度を実施をしたり、非常に今の北海道の教育委員会の方向は、具体的に学校の先生方のモチベーションを下げて、学校現場を沈滞させるような動きが非常に目立っております。先ほど士別南中学校、士別中学校の野球部の全国大会出場の話にもありましたとおり、それぞれの先生方は以前に比べてさまざまな煩雑な事務も抱えながら、中学校の先生は部活動、小学校の先生方は少年団活動の指導で非常に頑張っております。本当にそれらの先生方に対して、現在管理主義の強化を強要するような方向というのは、断固として排除していかなければならないなというふうに考えております。

ですから、教員の自主的で創造的な教育活動がしっかり進展されるように、教育委員会としては、そういった環境整備にしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時50分休憩)

(午後 1時30分再開)

副委員長(松ヶ平哲幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

国忠崇史委員。

委員(国忠崇史君) 午前中の最後に、教育長から土別の教育現場を守っていく決意に満ちた御答弁をいただいて、一言感動したと、小泉純一郎風に叫んで終わりたいところでしたが、休憩に入ったために、次のテーマに移りたいと思います。

2つ目のテーマは子ども・子育て新システムの政府案と土別市の保育施策についてお聞きします。

社会保障と税の一体改革ということで、その一環の大きな一つで保育の問題があります。政府は、新聞によると2013年度ですから、来年の春から段階的に子ども・子育て新システムを取り入れていくというふうに言っているんですが、いろいろと問題があります。

まず、幼保一体化という言葉は皆さん聞いたことあると思うんですけども、これはもう自民政権時代から保育園と幼稚園とが競合したり、二重行政だと、福祉行政と教育委員会と二重行政になると、そういうふうに指摘されておまして、自公政権時代から幼保一元化ということはずっと言われていたんです。上川管内でも実際東川町、下川町、美深町、そういったところでは認定子ども園という形で幼保一元の施設をつくっていると、名寄市では大谷幼稚園ですか、民間経営の幼保一元化施設も既に存在しているわけです。

今回、政府が子ども・子育て新システムを示して、これはその幼保一元化をより一層推進していくものになるのではないかとおぼれていたんですが、どうやら私の見たところではそうではないのではないかと、むしろ三元化してしまうのではないかとおぼれます。まず、この子ども・子育て新システムの概略を知らせてほしいと思います。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 池田こども・子育て応援室長。

こども・子育て応援室長(池田文紀君) お答えをいたします。

国忠委員のお話でございますが、国の子ども・子育て新システムにつきましては、新たな国の子育て支援対策として、これは平成22年秋から各関係団体や有識者によりまして、子ども・子育て新システム検討会議というものが設置されまして、ここで協議がなされてきております。本年2月に新システムに関する基本制度の取りまとめが出された、これを受けまして、3月2日に政府の少子化社会対策会議が基本制度について方針決定をいたしたところでございます。これに基づきまして、子育て支援法案、総合子ども園法案、それから、子ども・子育て支援法案等の関連法案を今国会へ提出するというようになっております。

この新システムの概要でございますが、実施主体については市町村になっております。子ど

も・子育て包括交付金ということで、一括交付金を市町村に交付をするということでございます。市町村については、新しいシステムの事業計画を策定をいたしますが、その計画の策定でありますとか、あるいは進捗状況の点検等については、関係する団体でありますとか、市民の意見を反映できる協議会を設置するというような形になっておりまして、市町村が一定の独自性を持って推進するんだよというような基本的な方向になっております。

それで、事業内容につきましては、子ども手当でありますとか、子ども園給付などの子ども・子育て給付金と、それから子ども・子育て支援事業、これはいろいろな事業でございますが、そういうものから構成されることになっております。

また、保育と幼稚園に関しましては、基本的には保育園と幼稚園が統合されて、ゼロ歳から5歳までの保育と3歳以上の子供の幼児教育をあわせて行う総合子ども園に一元化されるというようなことになっております。

ただ、今国忠委員からお話がありましたように、幼保一元化につきましては、内閣府に将来的に一元化していくんだという方向性は示されましたものの、3歳未満児の保育を行わない従前の幼稚園の存続が認められ、この管轄が文科省というふうになっておりますことや、この事業の中の妊婦健診などが厚生労働省管轄ということで残ったことによりまして、現時点では一元化が達成されていないような状況にもなりかねないということが言われております。

また、従来型の幼稚園を残すことを認めたことによりまして、実は待機児童の問題が今言われておりますが、このほとんどが3歳未満児であるということを考えますと、果たして十分な効果が得られるのかということについては、各方面から疑問が出ているというような状況でございます。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ありがとうございます。結局従来型の幼稚園を認めると、つまり幼稚園は大体3歳以上から、3歳、4歳、5歳といったところを対象にしているんですけども、今、都会で待機児問題が深刻なので、幼保一元化した上で、今の幼稚園にも乳児保育、それから1歳、2歳のおむつがえが必要な子の保育をお願いしたいという話だったのに、やはり一部のブランド幼稚園と申しますか、ちょっと名門の小学校を受験したり、非常に幼児教育に傾注している幼稚園でやはり小さい子は受け入れないよと言われたら、あっさり引っ込めたと。つまり総合子ども園が一つ、それから従来型の幼稚園一つ、それから、私なんかもかかわっていますけれども、認可外の保育園、これは残りますよね。だから、結局その三元になってしまうと。だから、政策として非常にその時点で疑問はあるんですけども、ちょっと今言った幼稚園のことを聞いてみたいと思います。

どうも幼稚園の中でも今言ったブランド的な幼稚園と、それから、やはり農村部、郡部で地域に根差した幼児教育をしているいわゆる大衆的な幼稚園とに分かれると思うんです。土別市にも幼稚園が3つありますけれども、やはり地域に根差した幼稚園だと思うんです。ただ、や

やはりそういった市内の幼稚園も最近は園児が集まらなくて、経営が苦しいというふうに私も聞いています。この市内の幼稚園のこれからの意向としては、幼稚園の園長さんとか、経営者の意向としては、3歳未満児についてはどういうふうにやりたいのか、3歳未満児もどんどん入れていきたいのか、あるいはできれば3歳未満については保育園にお願いして、今までどおりやりたいとか、そういった意見についてはどのように聞いていますでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

お話のように、市内には3つの幼稚園がございますけれども、近年保育開始年齢が非常に低くなっておりまして、ほとんど3歳未満から保育が始まっているということのために、どうしても市の認可保育園への通園が多くなっております。それに比べまして、やはり幼稚園、あるいは認可外もそうなのですが、そういうところの児童が減少傾向にあるということです。

こうすることで、市内の幼稚園の意向がどうなのかということでございますが、個別にお話をお伺いしたところでは、そういう状況にありますので、できれば3歳未満児も受け入れられるような認定子ども園の開設を検討した園もございますし、あるいは今の新システムの中の子ども園構想というのがどうなるのかということについては、皆さん注目をしているという現状であるというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） そういったふうに幼稚園さんのほうで言っているということなんですけれども、市としてはこれから国の新システムが固まってくるかなと思うんですけれども、そうなった場合、幼稚園に対して何か支援していくとかいうふうなお考えはないでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） それで、今の市内の幼稚園の動向もありますが、実はそれぞれ幼稚園が動向は注視しているんでありますが、非常に今態度を決めかねているというのが現状であります。ということは、今回の方針もそうなのですが、3月2日の方針を見ましても、結局この財源というものが税の一体改革による消費税の値上げということを想定しておりますから、まだ恒久財源が確定していないわけでありまして、したがって、3月2日に方針は出しましたが、先ほど国忠委員からもお話がありましたように、25年度からやるとは言っているものの、これはできるところからやるんだということしか言ってないんです。そうしますと、具体的なまだ制度設計が明らかになっておりません。そうしますと、各園ともやはり経営がありますから、子ども園だとかにいったときに経営がペイするのかどうかということの判断がつかかねているわけでありまして、そういう面では非常に今困惑をしている状況だと思います。

市はどうするんだということでございますが、実は土別市内では幼稚園に約150名ほどの子供たちが通園をしておりますし、そのほか認可外保育園にも120名程度の子供さんが通園をしております。そういう面ではこれらの民間施設については、本市の子供たちの健全育成にきわ

めて大きな役割を果たしていただいているというふうに基本的に考えております。したがって、市としては、国の具体的な制度設計が明らかになった段階で、新たな制度をなるべく有効に活用して、土別市の次世代を担う子供たちの健全育成をできるように、各施設と市の支援のあり方も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） ぜび市としては幼稚園もこの新しいシステムが出てきたら、幼稚園さんもしっかり経営できるように支援して行ってほしいというふうに思います。

それで、次なんですけれども、これは児童福祉法をどうも改正したいというふうに出ていまして、今回の政府の論議で、児童福祉法も要は今までは戦後ずっと保育に欠けると、そういう要件で保育園が設立されてきたんです。親が仕事や病気なので面倒見られない、それを保育に欠けるというふうに児童福祉法の条文で提示していたわけです。それを保育を必要とする場合というふうに児童福祉法を改めると、もう60年ぶりぐらいの児童福祉法の方を変えようということなんですけれども、もしこの保育に欠けるという、いわゆる保育所入所の条件が保育が必要な場合は保育所に入れるんだというふうに要件が変更された、児童福祉法の条文が変更された、そういう場合に、これはいろいろ保育には影響が出てくると思うんですけれども、考えられる影響についてどんなふうにとらえているかお答えください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

新システムで今想定されております子ども園の入所の手続きでございますが、これは市町村が各家庭ごとに保育の必要時間を認定をすることになっております。この認定に基づいて国の子ども園給付金というものが決定をされ、そして保護者は子ども園、今の保育園とかそういうところなんです。そういう施設と直接契約をすることになっております。この市町村が認定する保育が必要な時間というものが保護者の仕事で保育ができない時間とされますために、今保護者の皆さんの労働形態というのは、パート労働でありますとか、あるいは変則勤務が多くなっている状況の中でいいますと、同じ子ども園に通園する児童であっても、毎日登園の時間だとか退園の時間、あるいは保育時間が一定でなくなる、変わるということが想定をされます。そうした場合、子ども園がどういうふうなことになるかということ、子供たちが1日のうちにいろいろ入れかわり立ちかわり入ったり入ったりということにもなりかねません。そういたしますと、やはり保育環境としては極めて落ち着かないような環境になることも危惧をされます。また、やはり子供さんへの一環した生活指導ということも当然ありますから、教育的な側面もありますので、そういうものへの影響が懸念をされております。

ただ、具体的にはまだ大まかな方向性しか示されておられませんので、今後国の具体的な制度設計の中では、あくまでも子供の健全な育成でありますとか、保育環境というものを重視した設計になるようにというふうに願っておりますけれども、具体的な制度が明らかになった段階

で、その対応については保護者の皆さんも含めて十分と協議を検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 保育園とか保育の世界では、今保育が細切れになるということを非常に懸念されていまして、要は介護保険と同じ発想なんです。だから、この子はお母さんがパートで4時間勤務だから、要保育度、要保育時間が4時間だと、だから4時間だけ預けていいよというふうに市町村が認定すると、この子は親がフルタイムで働いているから8時間保育園に預けていいと。そうしたら、ある子はお誕生会とかやっている途中に、はい、帰る時間ですよと帰ったり、これから給食ですよというときに帰られなければならなかったり、子供の生活サイクルというものを全然考慮していない、この要保育時間の認定ですよ。市町村が認定して、そして保護者がその認定に基づいて保育園なり子ども園なりと直接契約すると言うだけけれども、結局市町村は最終的には責任を負わないということですね。だからその点でも大きな問題があるということです。このことは引き続き追及していきたいと思いますが、ちょっと話を移させてもらいます。

今年度、新年度の予算に子育てサポートネットワーク事業と新規事業で盛り込まれております。子育てサポート「むっくり」の支援を強化し、地域住民による子育て支援の体制を確立するため、ファミリーサポート相談員兼子育て相談員をあいの実保育園に配置するということが事業費300万円。この子育てネットワーク事業の目的、それから子育てネットワークを使って、いわゆるファミリーサポート事業と言うんですけれども、これを土別市がどういうふうに充実させていこうかという、そこの考え方をまず伺います。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） ファミリーサポート事業についてお答えをしますが、その前に市町村の責務ということについてちょっとお答えをしておきますが、新システムの中ではかなりそういう面では議論がありまして、やはり直接契約をするということになると、市町村の責任がなくなってしまうんじゃないかというような議論があります。当然私どもとしても、これは全体への子育てについて市が一定の責任は当然あるというふうに考えておりますから、少なくとも土別市においては、そういう責任を全うしながら市民の方々と子育て支援を進めていきたいと思っております。

それで、先ほどのファミリーサポート事業の関係でございます。ファミリーサポート事業と申しますのは、御存じの方もいらっしゃると思いますが、家庭で子供の一時保育などを行う提供会員と子供を預ける側の依頼会員で構成されます子育て支援の互助組織でございます。そういうファミリーサポートセンターと申しますが、それを運営する事業のことを言います。土別市におきましては、平成15年から子育てサポート「むっくり」が主体的にその役割を担っていただいております。

この事業につきましては、地域全体で子育てを支援していくというのが、今国も推奨していることでございますけれども、そういう意味ではきわめて有効な組織であります。また、会員個々の家庭で保育を行いますために、市内のどこでも対応が可能という意味では、機動的な子育て支援組織というような側面もございます。

また、「むっくり」につきましては、生涯学習情報センターいぶきと朝日総合支所に開設しておりますつどいの広場「きら」の運営のほか、特別保育推進事業の実施など、市の子育て支援施策にも重要な役割を担っていただいておりますけれども、いかんせん「むっくり」の会員数そのものは必ずしも増加をしていないという状況にはあります。こうしたことから、平成22年度から「むっくり」の会員の拡大を目的としてサポーター養成講座を実施をしましてまいりましたが、組織拡大とともに市の事業に伴う事務の負担軽減でありますとか、組織の広域化を視野に入れた活動を展望しながら、平成24年度から新たに市の事業として子育てサポートネットワーク事業を行うことといたしました。というのが事業の目的でありまして、全道的には大体40ぐらいのこういうファミリーサポート組織がございますけれども、これをぜひきちっと整理をして、支援をして、地域の子育ての体制というものを充実強化をしていきたいということでございます。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） いわゆる保育ママといいますが、保育園ではなくて預ける、あるいは預かるというふうに預け合いみたいな形でやっていく事業ですので、いろいろちょっと事故なんかあったときに大変な面もあるんですけども、ともあれ今、国もこういったファミリーサポート事業、あるいは子育てネットワーク事業というのを補助も出していこうというふうな姿勢にはなっているわけです。私の見たところでは、大体このファミリーサポート事業というのは、人口5万人ぐらいの都市で行うんだと、そこに国が補助を出していくんだというようなことであつたかと思うんですけども、その辺どうにかこの事業に補助金、道や国の補助金をつけていくという意味ではどんなふうな工夫が必要なんでしょうか。そこら辺お願いします。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） 委員のお話にありましたように、実はファミリーサポート事業については、国の補助制度もあるんですが、これはかなり大きな規模の市町村でないとなかなか実現不可能な制度になっておりまして、会員数が100名を超えなければならないという要件がございます。そういたしますと、旭川でありますとか、そういうところだと可能なんですけど、小さい土別規模の市町村ではなかなか難しいわけです。先ほど40ぐらい道内にあるというふうに申し上げましたけれども、当然その40がそんなに大きな都市ばかりではありませんので、そういうところについてはほとんど単費で賄って事務局を構えているという実態でございます。

それで、そういう実態でございますので国の補助は受けられないんですが、道の補助で地域

子育て総合支援センター事業補助金というのがございまして、これは3年間限定なんですけど、こういう地域のファミリーサポートセンターを育成するというようなことで、2分の1支援が受けられますので、当面この事業を使いながら、新たな広域的な組織拡大等もできるのかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 非常に土別は保育に関しては、市長の子育て日本一を目指すという大きな目標もありますし、こういったところでしっかりとファミリーサポート事業、預け合いについてもたくさん事例を残しておいて、積極的に道や国からの補助金も受けられるように私も力を出したいと思っております。

それで、話が子ども・子育て新システムにちょっと戻りますが、この子ども・子育て新システムにいろいろ問題があると。保育が細切れになったり、いろいろ一元化と言いつつ三元化ではないかということもあって、各地の全国の市議会からもこの前の12月の議会で撤回しろとか、慎重な対応をしてくれと26市議会出ています。今度3月の議会でも結構出るんだと思うんですが、要は政府の保育政策というのは非常にころころ変わっているわけです。一元化と言って幼稚園にこう言われたらやはり変えたというふうになるわけだし、国だけではなくて、道の保育政策も私思うに、延長保育の補助金なんかなかなか無認可保育園には出さないよということはずっと言ってきて、非常に苦い思いをしたこともあるんですけども、北海道の子育て施策もなかなかいいのがないと。やはりそう考えると国や道の補助要件がころころ変わることになり回されないで、土別市なりの保育を自信持って展開していくことが大事だと考えるんです。

このたびあいの実保育園が完成して、これでもう保育分野では一応老朽建築はなくなるわけです。新しい気持ちで4月から新年度の保育に当たることができるし、このたび市立保育園の所長など人事も行ったわけです。これからやはり土別の保育が一番だよとしていきたいと思うので、その点抱負をぜひ承っておきたいんですが、よろしいでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 池田室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

いろいろ国の政策も変わってまいります。ただ、基本的には委員からのお話がありましたけれども、これは市長の子育て日本一という基本方針もありますし、我々としては市の基本的な方針を維持をしながら、国の制度をいかに有効に使うかという視点で対応していきたいというふうに考えております。4月にあいの実保育園が開設をされますし、今お話の職員の配置もほぼ体制が整いました。そういう面では一定のハード的な体制が整いましたので、今後そこに魂を入れるといいですか、きちっとした保育が実現できるように、職員一同一層の努力をしていきたいというふうに考えております。

それで、最初にまず本市の子育て支援の基本的な考え方ではありますが、何点が申し上げますと、やはり何よりもまず子供の利益を最優先にするという視点だけは持っていきたいと思ってお

りますし、やはりすべての子育て家庭への支援、専業主婦も含めて、すべての家庭に対する支援、そして18歳までの子供のすべてに対して切れ目のない支援をしていく、そしてそれを行政だけではなくて、地域や市民の御意見や協力も得ながら、地域全体で子育て支援を目指す、まさに市民協働の子育てを基本に進めてまいりたいと考えております。

こういった視点に立ちながら、今後の保育につきましては、一つは子供一人一人の個性を尊重し、子供が本来的に持っている能力を引き出す環境を与えることで、子供の健全な育成を図る、いわゆる環境保育というふうに呼んでおりますが、そういう環境保育を更に充実を図っていきたいと思っておりますし、食育の推進でありますとか、あるいはアレルギー対応の給食についても実施をしながら、保育の質の向上を目指してまいりたいと考えております。

また、あいの実保育園の2階につきましては、一時保育の保育定員を増加をし、保育時間を延長いたしまして市民要望に対応するとともに、子育て支援センター「ゆら」につきましては、お母さん方が交流できる談話コーナーなども設置をいたしましたので、更に充実を図ってまいります。

また、保育士の資質向上なんかもありますけれども、そういう面でいいますと、実は24年から保育所が再編されるということに向けて、職員研修については強化をしてまいりました。それで、北海道安心こども基金という事業もありますので、こういうものを活用しながら、午前中斉藤委員のほうから例えば嘱託職員なんかの研修も必要でないかというような御指摘もいただいたんですが、そういう嘱託職員も多い職場でございますので、そういう方々や、あるいは地域の保育園、幼稚園も含めた研修の機会を従来も持っておりますが、更に拡大充実を図ってまいりたいと思っております。

今後もこうした研修だとか、そういうことを通じて充実強化を図りながら、特にあいの実保育園2階につきましては、子育て支援センターのほかにも多目的ホールでありますとか、会議室などを親子が集い、自由に使っていただける施設整備もいたしましたので、ここをすべての子育て家庭を支援する本市の拠点施設といたしたいと考えておまして、保育士や幼稚園教諭などの保育にかかわる人々、あるいはすべての保護者、住民によります市民協働の保育の実現に向けて鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） あいの実保育園については視察もさせていただけるということなので、大変期待しております。これからもよろしくお願いします。

これで終わります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 初めに、除排雪についてお聞きいたします。

今年の雪は大変な大雪でして、それへの対応大変だったとは思いますが、市民の暮らしの安心・安全、しっかり守ることができたのかどうか、そこら辺の視点から何点かお聞きし

たいと思います。

この大雪で、この間の一般質問の松ヶ平議員の御答弁にも例年の倍の積雪だったと、こういう御答弁がありました。本当に大雪で、市民の暮らし、危険な場面がしばしばあったのではないかと私は推測しているのですが、まずこの大雪による市民被害、どういうものがあったのか、またなかったのかお聞きしたいと思います。

例えば岩見沢などの報道によりますと、屋根の雪投げをしているときに落ちてとか埋まったとか、空き家がつぶれたとか、いろいろな報道がされておりますが、士別市ではどうだったのか、その実態や件数などお知らせください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） お答えいたします。

今年の冬は、この3月12日現在の降雪量が7メートル51センチと前年比1.8倍と、非常に多い状況でありました。このため、それぞれ大変な御苦労があったことと思います。初めに、屋根からの落雪による被害の状況についてであります。この屋根からの落雪が原因となり、被害が及んだといった事故につきましては、駐車中の車両が屋根の落雪の下敷きになりまして、一部破損をしたといった事故が2件あったというふうに確認をしております。また、歩行者や除雪中の人がこうしたことが原因でけがをされたといったケースは、幸いにもなかったと思っております。

次に、屋根の雪おろし中、または道路を除雪中の事故についてであります。こうしたことが原因の事故、けが等で救急車の出動に至った件数は3件把握しております。いずれも屋根の雪おろし中の事故であります。誤ってはしごから転落した事故が2件、屋根から転落した事故が1件、このうち2件については、骨折などの重傷となっております。

次に、空き家家屋の倒壊事故についてであります。この屋根に積もった雪の重みで、これが原因で屋根が崩落したと、崩れ落ちたといった事案につきましては、工場と倉庫で各1件ずつ2件あったと把握をしております。このほか納屋ですとか物置等々については複数件被害があったようであります。例年降雪期に入りますと、道路巡回パトロールを実施をしております。道路状況とあわせて危険と思われる家屋、例えば家屋の倒壊ですとか、屋根からの落雪によって歩行者や通行車両に被害が想定されるといったケースを中心に指導を行っております。例年ですと6件から8件といった程度で、この指導の実績が推移をしてきましたが、今年については13件の指導を実施したところであります。このうち8件が居住をされていないといった空き家でありました。また、所有者が士別に住んでいらっしゃらなくて、遠隔地であるといったケースもございましたが、お電話や写真を添えたファクス、手紙により指導を実施した結果、それぞれ対応されて、大事には至っていないといった状況であります。

以上であります。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、さきの一般質問での御答弁の中で、雪に関する市民要求がおよそ

230件もあったというような御答弁がありましたけれども、多分除排雪に関して早くしてほしいと、ここはこうしてほしいという要求がたくさんあったと思うんですが、私個人的にも例年より除排雪の作業の仕方は遅いなというふうな感じもしております。特に排雪がなかなか進まないから、細い市道なんかはもう雪が両方から迫ってきて、車が交差できないというようなそういう道がたくさんできておりました。それで、だんだんこういうのが募ってきますと、また風評被害といいますか、ちまたのうわさでは、除雪車とか排雪のトラック、これは今年は少ないんだと。そういうのはどこかよそへ行って、違う仕事で働いているから除雪用のそういうものは少なくなっているのだというような話も結構流れておりましたし、私もああそうかななんて思ったりもしたんですけれども。

それで、ここでちょっと確認しておきますけれども、56台の除雪車があってそれがフル稼働していたとは思いますが、例年どおりの取り組み方をしていたのかどうか、そこら辺を確認したいと思います。こういうふうに作業がおくれたのは、思ったより多い大雪のせいなのかどうか、そこら辺のところをちょっとお聞かせ願います。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 渥美施設維持センター所長。

施設維持センター所長（渥美好広君） お答えします。

最初に除雪車の台数であります。さきの第1回定例会において、松ヶ平議員の一般質問にお答えしましたが、平成12年度業務委託して以来、市の保有台数17台、事業者所有が39台であり、除雪車の総台数が56台でございます。現在、市道路線の除雪体制はこの台数で安全な冬の間道路確保と維持管理業務を行っておりますので、台数が減っている状況ではないと御理解いただきたいと思っております。

次に、排雪トラックが少なかったのではないかとこのことにつきましては、上土別国営農地再編整備事業や北海道縦貫自動車道の工事請負をしている建設会社からの運搬車両を要請している影響など、更に国・道の除雪作業の時期も同時に重なり、現時点で2,225台が増となりまして、そのことも影響していることから、排雪トラック車両の不足が生じている要因ではないかと認識しているところでございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうすると、うわさは単なるうわさではなく本当のことだったんですね。

はい、わかりました。そういうようなことで、非常に今冬の大雪、市民生活にも大きな影響を与えております。

それで、ちょっと24年度の予算案によりますと、除雪対策費の予算を3億7,000万円計上しておりますが、23年度の予算を見ますと3億6,450万ということで、24年度が約550万円多い予算額となっております。それで、この間の松ヶ平議員の御答弁では、23年度はこの予算内でおさまりますときっぱりとお答えになっておりますが、これだけの大雪があったにもかかわらず、3億6,450万円で抑えると、おさまるといいますが、では24年度、それよりも550万円増や

して、3億7,000万円を計上したというこの上乗せ予算なんです、そこら辺は何か理由があるのかと思いますが、お聞かせください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 渥美所長。

施設維持センター所長（渥美好広君） お答えします。

まず人件費であります、人件費については今年度の人件費から更にアップした形の人件費をとっています。更に燃料費ですが、燃料費についても今年度より一番高い単価で設計しております、それは実施するに当たって毎月調査していき、一番その中で高い単価を使っていますので、その分が増となっております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 市民が冬場安心して暮らせるように、今年のこの経験を教訓にして、これからは除雪対策をきっちりとやっていただきたいと思います。

それで、次に、福祉の除雪サービスについてお聞きいたします。

雪に関しては、高齢者が一番不安な気持ちを抱くと思います。だんだん年をとってくると、自分で雪投げもできなくなって非常に心配だと、不安だと、そういう高齢者の方がたくさんいらっしゃると思います。ですから、市の除雪サービス事業は大変助かるありがたい事業だと皆さん口をそろえておっしゃっております。

そこで、まず初めに、この除雪サービス事業の中身、内容、それからこのサービスを受けられる対象者の条件、それとその条件を金額的な数値に変えてちょっとお答えいただきたいんですが、それと除雪の範囲、初めにそれぐらいちょっと教えてください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 阿部介護保険課主査。

介護保険課主査（阿部 淳君） お答えいたします。

まず、除雪サービスの事業の目的ですが、内容について御説明いたします。

冬期間除雪の労力の確保が困難な高齢者に対しまして、災害時の緊急避難路や日常生活に必要な通路を確保するために除雪を行うものであります。内容につきましては、降雪が10センチあったときに通路につきましては除雪をいたします。あと、屋根、軒下につきましては、必要時に連絡をいただいて、除雪の作業を行っております。

対象者の条件についてであります、除雪サービスの対象者の条件につきましては、まず世帯の基準であります65歳以上の高齢者世帯、3級以上の身体障害者手帳を有している方の世帯、それから、心身障害または疾病等を有している方の世帯であって、自力で除雪ができなかったり、あるいは家族等ほかからの除雪の援助が受けられない世帯が対象となります。

収入の要件といたしましては、平成22年度までは当該世帯の収入額が生活保護法に基づく最低生活費基準額の1.2倍以下の世帯を対象とし、無料でサービスを提供しておりました。平成23年度からは、一部利用料を負担してでもサービスを受けられるようにという市民ニーズがありましたので、このニーズを踏まえて現行サービスに加えまして、当該世帯の収入額が最低生

活費基準額の1.2倍を超え2倍以下の世帯について、この中で4階層に区分して自己負担を一部いただいて利用できるよう拡大いたしております。

収入額を具体的数字でということではありますが、除雪サービスを無料で受けられる世帯の収入額は、生活保護法に基づく最低生活費基準額の1.2倍以下の額でありまして、例えば単身高齢者の場合、この1.2倍の額は年額107万2,800円となり、高齢者2人世帯の場合は、年額160万3,140円となります。

除雪の範囲ですが、対象者の居宅の玄関から公道までの通路、更に住宅の屋根、窓及びベランダと生活に関連する箇所の除雪を行うものであります。

以上でございます。

(「2倍の数値も言ってください」の声あり)

副委員長(松ヶ平哲幸君) 阿部主査。

介護保険課主査(阿部 淳君) 失礼しました。除雪サービス最低生活費基準額の1.2倍を超え2倍以下の世帯についても、一部負担方式を取り入れまして制度を拡大したところであります。この最低生活基準額の2倍の額につきましては、単身高齢者の場合、年額178万8,000円となり、高齢者2人世帯の場合は、年額267万1,900円となります。

以上でございます。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 小池委員。

委員(小池浩美君) それでは次に、無料ではなくていわゆる有料の自己負担のあるという部分で利用した場合、23年度から始まったということですから、始まったばかりの事業なんですけれども、まず利用料についてお聞きしたいと思います。4区分にして利用料を取るということですので、そこら辺のところをお知らせください。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 阿部主査。

介護保険課主査(阿部 淳君) お答えいたします。

除雪サービスの利用料につきまして、まず通路なんです、最低生活費の1.2倍以下の世帯につきましては、今までどおり無料で実施しております。1.2倍を超えて1.4倍以下の世帯につきましては、1シーズンの除雪費用1万6,800円のうち3,000円、1.4倍を超え1.6倍以下の世帯につきましては、1シーズン6,000円、1.6倍を超え1.8倍以下の世帯につきましては1万円、1.8倍を超え2倍以下の世帯は1万3,000円であります。

以上です。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 小池委員。

委員(小池浩美君) それで、利用実績をお聞きしたいんですが、22年度と23年度の無料の方たちの利用実績ですね。世帯数と実質支出した金額、そして予算額ではどうだったのかというのを知りたいと思います。

それから、有料者は23年度だけですので、その部分で実績をお知らせください。

副委員長(松ヶ平哲幸君) 阿部主査。

介護保険課主査（阿部 淳君） お答えいたします。

平成22年度の利用実績についてであります。世帯数は170件、その除雪費用につきましては406万4,000円、予算額は531万円でありました。平成23年度は現在までの利用状況ですが、無料の世帯数169件、有料につきましては19件、その除雪費用につきましては、まず3月末までの見込み額であります。有料、無料合わせまして754万6,400円と見込みまして、予算額につきましては、有料、無料合わせて1,360万円の予算額となっております。平成23年度の無料世帯の除雪の予算844万円に対しまして、12月、1月までの利用実績、支出額につきましては373万3,000円、有料の予算額516万円に対しまして、12月と1月の支出済額につきましては26万4,000円となっております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ちょっと23年度の無料利用者の予算額は844万円ということでわかったんですが、何世帯を予定していたかということですね。

それから、有料のほうも516万円という予算額だけれども、どれぐらいの世帯を想定していたか、世帯数を教えてください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 阿部主査。

介護保険課主査（阿部 淳君） 23年度の無料の予算の世帯数ですが、250戸を見込んでおりまして、有料につきましては150戸、ひとり暮らしが130戸、それから複数世帯で20戸を予算していたところであります。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 無料のほうの数はそれなりなんですけれども、23年度自己負担があって除雪サービスを受ける件数が19件ということで、予算では150件を見て予算立てをしているんですが、意外と利用者が少ないと思うんですが、その理由はどういうことだったのか分析されておりましたらお知らせ願いたいということと、こういう事業があることは市民は知っているのか、知らないのか、どんなふうに市民にこの情報を提供してきたのかも含めてお知らせください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 米谷介護保険課長。

介護保険課長（米谷祐子君） お答えいたします。

有料利用者が少ないのはなぜかということについてでありますけれども、一部自己負担のある除雪サービスについて、その利用が少ないのは、今年度から実施しておりますが、一部自己負担を要する世帯の申請件数22件中19件ということで、残り3件については自己負担がかかるのならサービスを利用しないという方や、住宅は何もしなくても雪が落ちるので、物置や車庫の除雪をやってもらいたいという依頼でありまして、住宅以外の物置などは該当しないということをお伝えいたしましたところ、取り下げをいたしております。このほか電話等での問い合

わせの際にもこのようなことを理由に申請をしないという方が数名おられたところであります。

自己負担を要する方の利用は全体的に少ない状況となっておりまして、この理由といたしましては、ただいまお話をさせていただきました一部利用料を負担するという事などもあるかと思いますが、自分で除雪ができたり、家族の方などの支援が受けられる世帯もあるのではないかと考えているところでございます。

それから、市民への周知、情報は届いているのかということで、情報提供についてでありますけれども、除雪シーズン前の10月、11月、更にはシーズン途中の1月に広報、新聞、ホームページ等でお知らせするとともに、そのほか民生委員やケアマネージャーが高齢者宅を訪問する際に紹介していただいております。更に今年度実施をいたしました高齢者実態調査におきまして、除雪サービスなどの相談窓口を記載したパンフレット暮らしに役立つ相談窓口いろいろというものを配布して周知に努めてきたところであります。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 自己負担があるということで、ためらうという世帯がたくさんいらっしゃるということで、非常に生活の状態がかいま見るような気がいたします。玄関は自分でできるんだけど、物置や車庫をやってほしいと、でも、それは有料の場合、対象にならないんだよということで、それならいいわということですね。

それで、せっかくのいいサービスで、まともに除雪を建設屋さんやそういうところに頼めば、万の金が出て行くわけであって、せっかく年間3,000円というような、年間といたって1年じゅうでないんでしょう、これは冬だけでしょう。12月、1月、2月、3カ月で3,000円と考えていいわけでしょう。12、1、2と3カ月毎月1回おろしていただいて3,000円、それは何回おろしていただいても3,000円ですね、この仕組みはそういうふうを考えてよろしいんですか。利用料のところ、生活保護基準1.2倍を超え1.4倍以下の方は、年間通路3,000円、屋根、軒下は1時間につき1,600円、そういうふうになっておりますが、これは年間ということですので、12月、1月、2月と3カ月だけ、しかも月1回でなくて、例えば一月20回ぐらい、毎日ではなくても20回ぐらい使う、それでも3,000円とそういうことですか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 阿部主査。

介護保険課主査（阿部 淳君） 通路の除雪の利用料のお話かと思うんですが、1シーズン3,000円、それのほかに屋根、軒下など最低生活費の1.2倍を超える世帯につきましては、1時間1,600円のうち800円の自己負担をいただいて実施しております。時間に応じて、実績に応じて利用者からいただいているところです。通路につきましては、今議員おっしゃったとおり、月に何度来ていただいても3,000円ということで、10センチ以上降雪がありましたら3,000円ということで実施しております。12月から3月までの4カ月を1シーズンとして実施しております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、24年度からはちょっと変わって、利用料が月額にして750円、今の部分3,000円の部分が750円とか、そういうふうを考えられてきておりますけれども、月額にしたら結構割安と言ったら変ですけども、うまく利用すれば割安になるんですが、この月額にした考え方をちょっと教えてください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 阿部主査。

介護保険課主査（阿部 淳君） 1シーズンから月額にした理由であります、利用者の中からどうしても1シーズンということで利用申し込みといいますか、申請されたときに1シーズン分ということで市の方から納付書を送りまして、1シーズン分納めていただいていたんですが、利用者の中では毎月納めたいといったそういった声もありまして、そういった方のニーズにこたえる意味でも、毎月3,000円であれば750円、6,000円であれば1,500円、1万円であれば2,500円、1万3,000円であれば3,250円といったように、実績に応じて徴収できる形をとりたいというふうに考えています。それに1月、それから年度の中途から利用される方もいらっしゃいますので、そういった人たちが利用しやすいように月額というふうに変更して実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私はこのサービスは、本当に除雪のことを不安に思っている高齢者の方々にはとてもいいサービスだと思うんです。自己負担を取りますけれども、それほど大きな負担ではないなというふうにも思っているんです。

それで、先ほどいろいろ市民へのお知らせの方法で広報に出しましたよとおっしゃっていましたが、確かに広報に出ているんです。びっしりいっぱい字が書いてあります。このやり方は市民に伝わらないんじゃないかと思うんです。最低生活費の1.2倍以下の世帯は無料ですとかと書いてありますでしょう。だけど、最低生活費が幾らかわからない人には、自分はそれの何倍なのかというのは全然金額的にはわからないでしょう。金額が出てないんだからね。だから、やっぱり不親切だと思うんですよね。そして字が多いから、高齢者の方は読むのは大変だと思うんですよね。私も大した読みたくもなくなってしまうような、こういうびっしり字が書いてあるこういう情報の伝達の方法というのは、やはり私もうちょっと高齢向けには一工夫も二工夫もしていただきたいと、本当に利用していただきたいというのなら、もうちょっと考えていただけないかというふうに思うんです。

先ほども齊藤委員が行き届いた親切な市民サービスということで求めて質問をしましたが、私も、私それはすごく重要だと思うんです。市民の立場に立ってのサービスであって、自分たちのサービスではないわけであって、サービスしてやるよというような態度ではなく、サービスこういうのがありますから、ぜひ御利用くださいという、そういう立場に立ってほしいというふうに私は思うんです。

それで、これは私の考えで提案なんですが、こういう広報に載せたりする場合、決まりでもあるのかもしれませんが、1から10までびっしりと条件から対象から目的からびゅっと書くということではなくて、もっと簡潔に、例えば自分で除雪ができない人、除雪サービスありますとかという、そういうコマーシャルみたいなもので目を引いて、ただし条件があります、ここへお電話くださいと書いて電話番号をばんと書くと、だから、除雪してほしいという人はまずはそこへ電話をすると、その電話にはちゃんと介護保険課のほうで対応して、それならばぜひ申請書をお出しくださいとか、あるいは年寄りには電話でしゃべってもよくわからないんです。ですから、らちがあかなければ、職員が何月何日ごろお邪魔してよろしいですかと言って行くとか、民生委員さんに行っていたとか、そんなふうなことができるように、私は介護保険課に直接電話、専用電話をつけてはどうかと、こういう方々に高齢者の方々に対応するような直通電話というんですか、つけてはどうかというふうに思うんですけれども、例えば御存じのように消費者相談窓口、これはしまったと思ったら消費者相談窓口へ、相談員直通の23-3820へお電話ください、それだけです。こういうふうにとにかくやりやすいように、市民が市役所と接触しやすいような、今だったら23-3121ですか、そして交換が出て、どこどこお願いします、ちょっとお待ちください、待って、そうしたら介護保険課が出て、ああこれは私の担当でないから、もうちょっとお待ちくださいと言って、またそこへ行ってという、そういう大概の部署はそうですけれども、市役所の場合。それはもうそろそろ考え直したらいいのではないかと、時代は変わっているんだから、本気になってそういう市民サービスの部分では考え直してはどうかと思うんです。まずサービスの直通電話、これはどうですか。部長、どうですか。副委員長（松ヶ平哲幸君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 今高齢者対策のいろいろ周知の関係でありますけれども、電話の専用電話という相談関係でありますけれども、一つ考えられますことは、専用電話については、余り多くの回線を整備することがちょっと難しい面があるのではないかというふうに思っております。そんな中で、そういった高齢者の方の相談がかなり相談も多いということになりますと、仮にこの回線が一つとなりますと、かけても話し中というようなことで、かえって余りそういうようなことが多くなりますと、市民の方にとっては不便となって御迷惑をかけるのではないかと、そんなことも心配されます。

それから、今お話しのように電話は交換を通じて、そして各課に電話が回るわけありますけれども、高齢者の関係ということでお話をされても、例えば除雪のことに關しましても、介護保険課への用事であったり、あるいは建設のほうの用事であったりといったようなこともあるんじゃないかなと思いますし、それから、更に各課との連携をとった連絡というものがあるものですから、今の方法は本当に交換も通さなくてすぐ話ができるものですから、便利がいいかと思うんですけれども、ちょっとそういう問題もあるのかというふうに思っております。

そんなことで、周知につきましては、今委員お話しのように、本当に書いたものをなるべく広報とか新聞なんか通じて、わかりやすく周知をしてまいりたいと思っておりますけれども、

訪問して、民生委員さんも例えばひとり暮らしの方のところには定期的に回るといことがあり
ますし、ケアマネージャーさんなんかも訪問すると、あるいは市のほうに来られたとき、あ
るいは在宅介護支援センター、ここも何カ所か設置して相談をいつでも受けるようにしてあり
ますので、そういう形で言葉で伝えて、そういう機会を増やして、そういうありとあらゆる機
会を通して周知には万全を期してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 現実にはそういうふうに専用電話を引くということの難しさというのはい
ろいろあるかと思いますが、これからもちょっといろいろな場面で検討していつてみていた
だけたらうれしいとは思いますが、ここで、一つこういう例があったんです。無料の除
雪サービスを受けている市民が屋根雪をおろすということを依頼したと、ところが、その家の
屋根は急勾配なので、除雪を委託されている事業所がこれはとても自分のところでは難しい、
できない、断ったということです。それで市に電話して、事業所ができないと言うんだけど
もというふうにお電話したら、市のほうもそれではそれは難しいですねということで、結局は
やらしてもらえなかったの、自分で今度別な業者に頼んでお金を払ってやっていただいたと、
だから、結構なお金を払ったことになるんですけども、屋根の雪もやらしてもらえると
思っていたが、何ということかということに怒ってはいるんですが、市民の方というのは、特に非課
税の方、無料で何かサービスを受けている方は非常に謙虚なんですよね。ですから、私は税金
も納めていないから、そんなに強く市に要求はできないんだと、そんなようなこともおっし
ゃっていました。

それで、このケースに対してどんなふうに市は対応したのかということをお聞きした
いことと、これの対応は私は本人からは聞いておりますけれども、まずかつたんでないかと思
います。終わったことは仕方がないので、これからの対応策、こういう場合はどうするか、そ
れも含めてお聞きします。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 米谷課長。

介護保険課長（米谷祐子君） お答えいたします。

屋根が急勾配のために、委託事業所が除雪を行わなかったということについてであります
が、今回初めて委託事業所から屋根の形状によって危険だということで雪おろしができないとい
うことの連絡が市のほうにありまして、委託事業所において屋根の形などによって除雪作業が危
険と判断した場合は、作業を行わないようにということをお話をしていたしましたこ
とからこうした連絡を受け、申し込みをされた方に除雪ができないことの内容を市で御説明さ
せていただき、御理解をいただいたところであります。

しかしながら、除雪制度の利用基準に該当する世帯につきましては、屋根の形などを理由と
してサービスを受けられないということにはなりませんので、今後早急に委託事業所と十分協
議をいたしまして、委託事業所が除雪作業ができないと言った場合、そうした形状の屋根であ

っても除雪作業ができるほかの事業所もあると考えますので、その除雪ができる事業所と委託事業所とが連携をとるなどして、今後このたびのようなことがないように、除雪の支援に当たってまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 初めてのことでありますし、市のほうもちょっと対応がうまくいかなかったのかもしれないけれども、今後はぜひこういうことのないように十分に配慮して、市民の立場に立って取り組んでいただきたいと思います。特に今、部長が個々のところに行って説明するというお話もありましたので、ぜひ訪問して、電話でも余り聞き取れないんです、耳の遠い高齢者は。だから、訪問してしっかりと説明していただきたい、しかもわかりやすく説明していただきたい、先ほどのように私はあれはショックセンベイと聞こえました。一体ショックセンベイって何なんだろう、せんべいかなとも思いましたけれども、よくよく聞いたら違いましたけれども、そういうふうによくわかるように丁寧に職員の皆さん一人一人市民に対応していただきたいということを切にお願いしておきます。

それでは次に、公園整備事業についてお聞きいたします。

公園整備事業について何点かお聞きいたします。

土別市の総合計画におきましては、快適でうるおいのある生活環境づくり、この実現をうたっております。その実現への具体的な事業として、市民ニーズに対応した公園や緑地の整備をする、老朽化した公園施設の更新や再整備を進めるとあります。更に冬の間の公園をどう有効利用したらよいかを住民と一緒に検討していくともあります。この総合計画を受けた形で土別市都市計画マスタープランができております。マスタープランは平成14年に策定されているんですが、総合計画との整合性を考えて、平成20年度に改定されています。これをつくるときに計画の進捗状況とか、その実態を分析して、それをもとにこの計画の中にこれからの方向を打ち出しているんですけども、そこで、このマスタープランに沿ってお聞きするんですけども、まず市街地にある街区公園はおおむね適正に配置整備されているが、不足している地区があるというふうに分析していますが、それでお知らせください。

街区公園、これはどのような公園を言うのかまず御説明いただきたいと思います。そして、その街区公園以外の公園、それは例えば土別でいえばどのような公園をいうのか、そこら辺のところから説明ください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤土木管理課主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） お答えします。

本市の公園の概要であります。都市計画区域内の都市公園が30カ所、都市計画区域外の地域公園が11カ所ありまして、合わせて41カ所あります。

都市公園のうち、都市計画法において都市計画決定されている公園、都市計画公園ですが、28公園あります。都市計画公園の内数に街区公園が入るわけですが、街区公園とは、あけぼの

公園や中央公園のようなまちなかにある比較的小規模な公園として近隣に住んでいる市民が主に利用する公園でありまして、みんなが楽しく遊ぶための遊具があったり、走り回って遊ぶことのできる広場がある公園をいいます。配置計画については、住宅街500メートル範囲内に1カ所配置することが整備目標となっていることから、本市においても目標に沿って21カ所設置しているところであります。

そのほかの都市公園としては、つくも水郷公園の総合公園、ふどう公園の運動公園、天塩川水郷緑地、弥生緑地、西香園、剣淵川緑地、そして土別霊園の7カ所ございます。また、地域公園として上土別出張所横にある上土別児童公園を初め多寄町、温根別町、南土別町などに11カ所ございます。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私は街区公園はどんな公園か説明してくれと言ったんです。街区公園以外の公園は例えばどんなのかと聞いたんですけれども、その次に数を聞こうと思ったら、もう数から言ってしまいました。困りました。数は、本市には41カ所公園があって、街区公園と言われるものは21カ所だというようなことだったかと、そう思いますけれども、やはり職員の皆さん、よく人の話を聞いてください。お願いします。

それで、次に、街区公園が不足していると言うんですが、その不足の地域には今後新たに街区公園をつくる予定はあるのでしょうか、お聞きします。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） 不足地域という御質問ですが、この不足地域というのは都市計画マスタープランの先ほど委員さんがおっしゃいましたこの冊子に載っているんですが、この中に公園緑地解析評価図というのがありまして、既存の街区公園21カ所を中心に円をかきまして、ここから外れている地域を申しますが、北町、駅南、国木南町地区が街区公園の整備目標の範囲から外れております。

市街地には、先ほど申しました街区公園のほかに、都市緑地とか下水処理場の横の駅南公園、開発行為による寄附を受けた地域の公園などがそれぞれの地区に配置されていることから、今現在は新たな街区公園の計画はありませんが、今後において市街化が進む南町地区においては、土地利用の動向を勘案しつつ適正な配置と整備を検討してまいりたいと思います。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、今ある街区公園で子供用の遊具、これが設置されている公園は幾つあるのかということと、主にどんな遊具が設置されているのかということと、設置されていない公園はどのような理由で設置されていないのかお聞かせください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） ブランコ、滑り台などの遊具が設置されている公園数は、街区

公園で19カ所のほか、つくも水郷公園、天塩川水郷緑地、弥生緑地、西香園の4カ所、そのほかに地域公園、緑地の9カ所がありまして、合わせて32の公園に設置してあります。

具体的な遊具といいますと、ブランコ、滑り台、鉄棒、シーソー、雲梯、複合遊具、ジャングルジム、木製遊具、あとプレイカルチャーアニマルなどがございます。

遊具のない公園は、ふどう公園、剣淵川緑地の主に運動、パークゴルフで利用する公園と、あと土別霊園、開拓記念公園の特殊公園と、あと地域公園の緑地、墓園などには当初から遊具は設置しておりません。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、24年度のこの予算案では、公園整備事業費として中央公園のトイレ改築に1,800万円、それと公園施設新設及び更新ということで650万円が計上されております。それで、ちょっとお聞きしますが、この公園施設更新工事この650万円の内容をお聞かせください。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） 平成24年度の事業内容ですが、あすなる公園に滑り台が今現在あるわけなんですけれども、老朽化しておりまして、その更新ということで挙げています。それとあとは中央公園、トイレを更新するわけなんですけれども、それに関連しまして、あずまや、ベンチ等を整備の費用として計上してあります。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。それで、なぜ遊具のことを聞いたかといいますと、幼児や子供用の遊具、これは確かに公園には必要だと思います。ですが、これからの公園には、市民の要求として、高齢者のための健康維持のためのいわゆるこういった鉄棒だとかいろいろあるんです。専門家の職員の皆さん方は当然おわかりと思いますけれども、私も何年か前に行政調査で本州のほうに行きまして、初めてそれを見まして、これはなかなかいいものだと、高齢になってからもウォーキングのついでにちょっと立ち寄ってやってみるとか、そんな難しいものではないんです。口ではうまく私は説明できません。写真を見ればわかるんですけれども、そういったような健康のための、高齢者と言ってしまえば限定されるから、市民の健康のためのこういった遊具、これをどこか土別の公園に設置してはどうか、必要ではないか、こういうふうに思うんですけれども、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤主幹。

土木管理課主幹（加藤雅洋君） お話にありました高齢者の方々も利用できるような公園整備についてであります。近年高齢化社会の到来が現実となり、心身の健康にみずから取り組もうとする高齢者を支援することが重要視されることから、子供だけのための公園という時代から、高齢者もお孫さんとともに自身の健康維持という目的を持ち、更にはお孫さんと一緒に楽しむ

る快適に活用できることが今後の公園整備に求められているものと考えております。

健康遊具には、背伸ばしベンチ、腕立てボード、腰を左右に回すツイストベンチなどいろいろございますが、設置例を見ますと、介護施設に付随したりハビリを目的とした施設と一般の公園では比較的大人向けの器具として設置されているケースもあることから、設置をするならばどのような種類が幅広い年代に利用していただけるのか調査検討してまいりたいと思います。以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それと公園の緑化ですね。このマスタープランにも載っていますけれども、土別の公園内、緑が大変不足していると指摘されております。木陰が確保されるようなそういう樹木とか緑が植わっている公園が少ないと、不足していると、こういうふうに指摘しているんですが、この緑化計画、公園を緑にする計画、これはどのように進められているのかお聞きしたいと思います。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 半沢土木管理課長。

土木管理課長（半沢 勝君） お答えいたします。

御質問のございました緑の基本計画につきましては、都市計画マスタープランの基本方針の中でも、公園緑地の樹林地等を含む緑地の保全、緑化推進等においても総合的かつ計画的に講じるための必要な基本計画と考えておりますので、総合計画におきましては、27年度を目標に策定準備を進めているところであります。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 小池委員。

委員（小池浩美君） では、27年度を目標に計画を進めていくとそういうことですね。ぜひとも緑豊かな公園をつくっていただきたいと思いますが、最後の質問になります。

私は、公園内に樹木を植えるという緑の公園、それから、先ほど言いました高齢者向けの健康器具を設置した公園、こういったものをぜひとも実現してほしい、そういうことを今質問の中で申し上げました。

しかし、現実には大変な大きな問題があって、公園を今冬は雪投げ場に使っているんですよ。どこの公園も大概は物すごい雪です。これでは緑増えても木は折れるし、器具は破損するのではないかという、そういう心配が大きいんですけども、こちら辺の雪との折り合い、それはどういうふうに解決していくのか、今お考えのことがあったらお知らせしていただきたいと思います。

副委員長（松ヶ平哲幸君） 半沢課長。

土木管理課長（半沢 勝君） お答えいたします。

市内の街区公園などの大部分につきましては、地域の道路環境と安全確保を図る目的といたしまして、地域の雪投げ場として利用している状況もありまして、本市のような豪雪地域におきましては、可能な限りの対応といたしまして、早期の開園に向けた公園内の雪割り作業、遊

具の早期取りつけなどの効率的な維持管理に努める中で、遊具の設置や緑化等につきましては、今後施設の配置、除雪体制などのあり方なども検討してまいりたいというふうに考えております。

今後におきましても、市民に未長く親しまれますように、公園環境を継続していくために、25年度策定に向けて進めております公園施設の長寿命化計画の策定においても、市民参加のもとにニーズに沿った施設の補修、更新などを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

副委員長（松ヶ平哲幸君） これにて総括質問を終結いたします。

副委員長（松ヶ平哲幸君） お諮りいたします。まだ付託案件の審査が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。
大変御苦労さまでした。

（午後 3時06分閉議）